

誰もが幸せで輝くまちづくり

# 北斗市地域福祉計画 第3期計画

令和5年度～令和9年度

令和5年3月

北 斗 市



### — 北斗市地域福祉計画「第3期計画」の策定にあたって —

今日、全国的な問題となっている人口減少や少子高齢化の進行は当市においても重要な課題であり、地域コミュニティや経済活動の低下など、まちの機能維持に重大な影響を及ぼすことが懸念されております。

また、近年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、家庭のあり方や生活スタイル、地域を取り巻く環境は大きく変容し、地域や人と人とのつながりや共助の意識の希薄化が進み、地域社会が抱える問題は多様化・複雑化しております。

そのような社会状況において、誰もが住みなれた地域の中で、共に支え合い、助け合いながら、安全・安心な暮らしの実現を図る「地域福祉」の推進は、私の基本方針である「みんなが住みよいまちづくり」や「持続可能な社会」を実現していくためにも重要な位置付けとなります。

地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな地域福祉課題に対応するため、人と人とが世代や分野、制度、立場を超えて参画しつながることで地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、新たに北斗市地域福祉計画「第3期計画」を策定いたしました。

本計画では、第2次北斗市総合計画の「誰もが幸せで輝くまちづくり」、市民憲章の「健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉のまちづくり」を基本理念として、これから迎える時代に沿った「SDGsの観点から考える地域福祉」～誰一人取り残さない包摂的なまちづくり～、「Society5.0に対応した地域福祉」、「Withコロナ時代における地域福祉」を目指しているところです。

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉活動の中核となる北斗市社会福祉協議会とより一層の連携を図り、様々な福祉活動の取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、精力的にご審議いただきました北斗市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて本計画の策定に貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月



北斗市長 池田達雄

# 目 次

第1章 総論.....	3
1. 計画の策定にあたって.....	3
(1) 地域福祉計画策定の背景と趣旨 .....	3
(2) 計画の位置付け.....	4
(3) 計画の期間.....	4
(4) 本計画で新たに位置付けていく取り組みについて.....	5
2. これからの時代の地域福祉.....	6
(1) SDGs の観点から考える地域福祉.....	6
(2) Society5.0 に対応した地域福祉.....	7
(3) with コロナ時代における地域福祉.....	8
第2章 北斗市の現状.....	11
1. 第2期計画の評価.....	11
2. 北斗市の現状.....	14
(1) 総人口の推移.....	14
(2) 高齢者人口の推移.....	15
(3) 40～64歳人口の推移.....	15
(4) 世帯の推移.....	16
(5) 生活保護世帯の状況.....	17
(6) 障がいのある人の現状.....	18
(7) 介護認定を受けている人の現状.....	19
3. 地域福祉に関わる各種団体の現状.....	20
(1) 地域福祉を推進する団体【北斗市社会福祉協議会】.....	20
(2) 地域福祉を支える団体【町内会・自治会】.....	20
4. 市民・関係団体の意識・意向と課題.....	21
(1) 市民向けアンケート結果からの課題.....	21
(2) 関係団体向けアンケート結果からの課題.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1. 目指すべき将来像（基本理念）.....	33
2. 将来像を実現するために（基本目標）.....	34
3. 施策の体系.....	35

第4章 施策の展開.....	39
基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり・仲間づくり .....	39
【参考指標】 .....	39
(1) 福祉教育・社会貢献学習の推進 .....	39
(2) 多様な主体による市民活動・社会貢献活動の推進.....	41
(3) ボランティア・市民活動団体への支援 .....	43
基本目標2 地域ぐるみによる安全・安心な地域の支え合い.....	44
【参考指標】 .....	44
(1) 地域で支えあう体制や仕組みづくり .....	44
(2) 地域の居場所づくりの拡充.....	46
(3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり .....	47
(4) 地域の防災力の強化.....	48
基本目標3 多様な人や組織が連携し互いに支え合う仕組みづくり.....	50
【参考指標】 .....	50
(1) 包括的相談支援体制の整備.....	50
(2) 生活支援・自立支援の推進.....	52
(3) 市民への情報発信・提供体制の充実 .....	54
(4) 権利擁護体制の充実.....	55
第5章 計画の推進体制.....	61
1. 地域福祉を推進するための考え方 .....	61
2. 地域福祉の役割分担 .....	61
(1) 市民の役割（自助） .....	61
(2) 団体・委員の役割（互助） .....	61
(3) 事業者の役割（共助） .....	62
(4) 行政・社会福祉協議会の役割（公助） .....	62
3. 計画の進捗管理.....	62
(1) 進捗管理.....	62
(2) 評価 .....	62
参考資料.....	65
北斗市地域福祉計画の策定について（答申） .....	65
北斗市地域福祉計画策定委員会審議経過.....	66
北斗市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	67
北斗市地域福祉計画策定委員会名簿.....	68



# 第 1 章 総論





## 第1章 総論

### 1. 計画の策定にあたって

#### (1) 地域福祉計画策定の背景と趣旨

本格的な人口減少社会の到来は、核家族化の急速な進行や価値観・考え方・ライフスタイルの多様化により、家庭や地域での連帯感の希薄化が進み、個人や世帯を取り巻く環境に変化を及ぼしています。

その結果、高齢者・障がいのある方・子ども等に対する虐待、ニートやひきこもり・閉じこもり、8050問題、生活困窮問題や子どもの貧困問題など、ひとつの世帯において複数の課題を抱えている家庭も少なくありません。また、生活不安やストレスの増大による自殺、家族の介護や世話をするヤングケアラーや子育てと介護を同時にするダブルケアラーなどの若い世代が介護を担う事例も増えています。これまでも高齢者、障がいのある方、子ども、生活困窮、医療等の分野ごとに様々な支援体制が整えられてきていますが、これら単一の支援だけでは対応することが難しいケースが増えてきていることから、多様な生活課題、制度と制度の狭間にある問題に対応していくことが求められています。

こうした諸課題を解決し、厚生労働省が提唱する「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現に向けて、地域に暮らす人々が状況に応じて「支えられる側」、「支える側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちづくりを進めることが大切です。

令和2（2020）年改正法（社会福祉法）により、法第106条の3第1項に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」にかかる事業が地域福祉計画に記載すべき事項とされました。

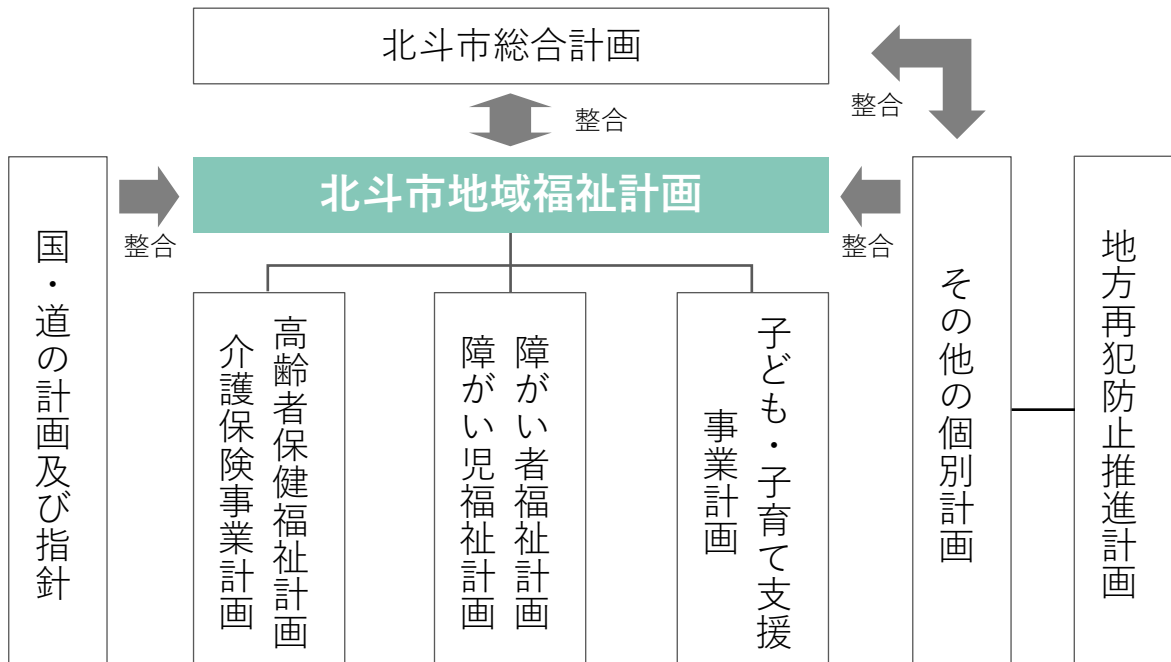
そのため、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項として「成年後見制度利用の促進」、そして市町村における包括的な支援体制の整備を具体化する一つの手法として「重層的支援体制整備事業」を構築し、推進していくことが今後重要となります。

「北斗市地域福祉計画（第3期計画）」は、このような社会情勢の変化と、「北斗市総合計画」の基本計画を踏まえ、また、人権尊重を基本に誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域に関わる全ての方が主役となり、「誰もが幸せで輝くまちづくり」を目指して策定するものです。

(2) 計画の位置付け

「北斗市地域福祉計画」は「北斗市総合計画」を上位計画として、地域福祉を推進するための施策の基本となるものです。

また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられ、再犯防止法第8条に基づく地方再犯防止推進計画を包含するものとなります。



(3) 計画の期間

計画期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、新たな社会保障制度の構築や行政施策の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)
総合計画 (平成30年～令和9年)	[Solid green arrow from 2022 to 2027]					
地域福祉計画 (令和5年～令和9年)	[Solid green arrow from 2022 to 2023]	[Solid green arrow from 2023 to 2027]				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (令和3年～令和5年)	[Solid green arrow from 2021 to 2023]		[Dashed green arrow from 2024 to 2027]			
障がい者福祉計画 障がい児福祉計画 (令和3年～令和5年)	[Solid green arrow from 2021 to 2023]		[Dashed green arrow from 2024 to 2027]			
子ども・子育て支援事業計画 (令和2年～令和6年)	[Solid green arrow from 2020 to 2024]			[Dashed green arrow from 2025 to 2027]		

#### (4) 本計画で新たに位置付けていく取り組みについて

社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化していることを踏まえ、本計画においては以下の取り組みを新たに位置付けていくものとします。

##### ① 成年後見制度利用促進のための取り組み

---

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための成年後見制度は、重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。成年後見制度の利用促進に関する法律が平成28(2016)年5月に施行、令和4(2022)年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことから、必要な人に支援が行きわたるよう、利用促進に取り組んでいきます。

##### ② 重層的支援体制整備事業への取り組み

---

平成30(2018)年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画において、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和3(2021)年4月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。これにより市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となりました。

市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層支援体制」を構築し、推進していきます。

本計画においては、包括的な支援体制を構築するために、重層的支援体制の整備等の視点を計画全体に反映し、施策の展開を図っていきます。

## 2. これからの時代の地域福祉

### (1) SDGsの観点から考える地域福祉

#### ① SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことで、17の目標で構成されています。

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点は、地域福祉計画とも共通するものであることから、本計画ではSDGsの理念を取り入れ、計画を推進していきます。



#### ② SDGsと地域共生社会

現在、地域の生活課題は、少子高齢化、社会的孤立、複合課題のある家族、地域の担い手減少、コミュニティの希薄化などを背景として複雑多様化し、これまでの社会システムだけでは適切に対応することが困難になってきています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省は、つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を掲げました。

既存の諸制度に横串を通し、連携強化を図る体制づくりとともに、あらゆる社会の構成員が参加し、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを進めるとしています。

私たちは、長年にわたり多様な福祉の実践を積み重ねてきました。こうした地域福祉の推進は、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現に連なるものです。

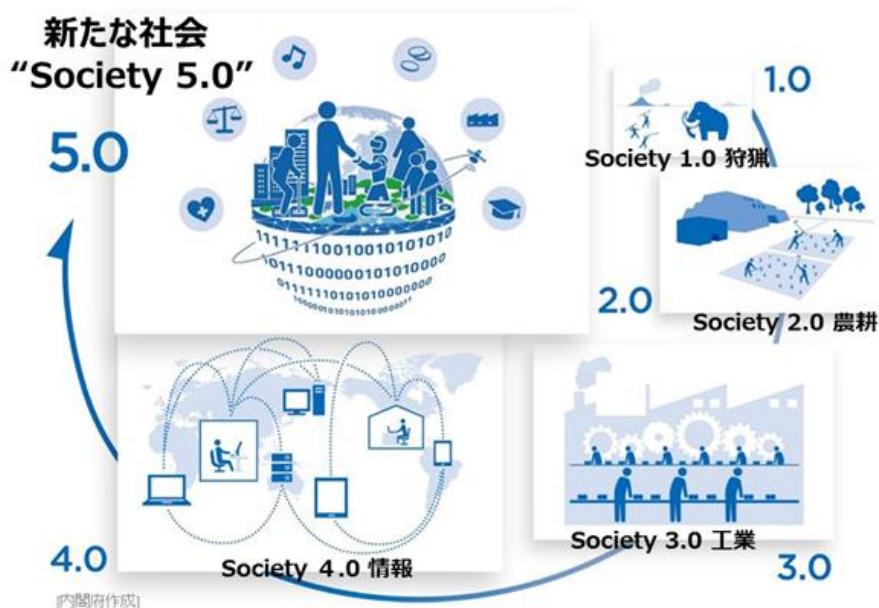
また、SDGsの「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」の構築につながるものです。

国が進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められているSDGsの取り組みを包含し、地域住民及び福祉団体・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる仕組み（包括的な支援体制）の構築が望まれています。

## (2) Society5.0に対応した地域福祉

### ① Society5.0とは

これまでの人類の歴史は、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）という文明の進化を経てきました。Society5.0とは、その先の我が国が目指すべき未来社会の姿を表した言葉です。この概念は平成28（2016）年1月に策定された「第5期科学技術基本計画」において提唱されました。



### ② Society5.0と地域共生社会

Society5.0が目指すのは、SDGsでも提唱されている「誰一人取り残さない」社会を実現することです。そのために、最新のテクノロジーを活用し、人々の快適な暮らしとあらゆる社会課題の実現を目指しています。

経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety5.0で実現する社会は、「希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会」であり、Society5.0の実現により、人口減少・超高齢化の進展にともなって生じるさまざまな課題の解決と一人ひとりの生活の質の向上が期待されるもので、地域共生社会の実現にも通じるものです。

現在、日本では少子高齢化が進行することで、労働力不足が深刻な問題になりつつあります。Society5.0では、自動運転やドローン飛行などの技術導入により、物流における運転者不足の解決や、都市部での清掃、警備員のサポートなどにつながり、人手不足を解消できます。また、医療・介護の分野での人手不足は、現場へのAIやロボットを利用した自動診療などの導入で解決が期待されています。

### (3) withコロナ時代における地域福祉

#### ① 地域福祉活動の停滞による影響

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、これまで地域の通いの場を利用して  
いた方々等をはじめとして、多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすよ  
うになっています。このような環境下においては、生活が不活発な状態が続くことにより、  
身体や頭の働きが低下し、歩くことや身の回りのことなど生活動作を行いにくくなり、フレ  
イル（虚弱）が進んでしまうことが懸念されます。

また、高齢者に限らず、生活困窮、児童虐待やDV、家族介護者の負担の増加、ボラン  
ティアのモチベーションの低下、社会的孤立の進行や生活課題の把握困難など、地域におい  
て様々な課題が発生しているものと考えられます。

#### ② 新型コロナウイルス感染症に対応した新たな地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や活動制限は、市民の交流や見守り  
活動、生きがづくり等を目的に実施されてきた地域福祉活動にも活動の縮小や休止などの  
影響を及ぼしています。また、多くの経済活動の停止に伴い、減収や失業による生活困窮で  
支援を必要とする人も増えています。今後、市民が新しい生活様式を継続していくことに併  
せて、新型コロナウイルス感染症との共存に対応した新たな地域福祉活動の取り組みを推進  
していきます。



## 第2章 北斗市の現状





## 第2章 北斗市の現状

### 1. 第2期計画の評価

#### 【基本目標1】地域福祉を支える担い手づくり・仲間づくり

##### ① 福祉教育・社会貢献学習の推進

地域における支え合いを実現するために個人の意識を高めていく取り組みが必要となります。子どもたちが実際に市民とともに地域活動に参加することで、多様な生き方や価値観、社会貢献や福祉について学ぶきっかけを作り、将来的な担い手として活躍できるプログラムを推進しました。また、高校生の支え合いの意識を高め、社会に出る段階で福祉の担い手の一人となれるように、高等学校との連携により、ボランティアや地域活動に関する情報提供を行うことで学びの機会をサポート、ボランティアサークルや生徒会等と連携できる仕組みづくりを強化していきます。

##### ② 多様な主体による市民活動・社会貢献活動の推進

市民活動サポートセンターを活用し、個人・団体等と協力することによってボランティア活動の支援・推進を行います。また、災害時には災害ボランティアセンターの一翼を担うこととなるため、今後は分野や組織形態を超えた連携と、新たな担い手の発掘が重要となります。

##### ③ ボランティア・市民活動団体

多様なボランティア・市民活動団体がある中で、後継者・人材不足等の課題が明らかになっていることから、各種団体の役割を次世代に引き継ぐための体制づくりと、リーダーを育成し、市民活動団体自体の組織基盤を強化することが急務となります。また、災害時等、特に連携が必要な時に情報収集や情報交換ができる場づくりを引き続き行います。今後は企業による地域貢献活動を推進し、企業が地域での福祉活動に関わる機会が持てるように関係団体との連携をさらに強化していきます。

## 【基本目標2】地域ぐるみによる安全・安心な地域の支え合い

### ① 予防・早期発見からの支援

---

自殺や孤独死、認知症の高齢者や子どもの行方不明の防止には、家族だけではなく市民や地域で活動する事業者等の協力が欠かせず、地域で見守りを行うための体制づくりが必要となります。日常的な見守り活動を隣近所のレベルで行い、気になったことや困りごとを抱える人の情報について情報共有を行ってきましたが、達成度は4割程度となっているため、問題の予防と早期発見のための仕組みづくりを強化していきます。

一方、健康づくりや介護予防、孤立化防止においては、高齢者の買い物支援を試験的に実施する等、積極的な活動を行いました。高齢者の閉じこもりを防ぐために今後も継続・拡大していきます。

### ② 誰もが集える場所づくり

---

家庭や地域での連帯感の希薄化が進む中、孤立をなくし、地域のつながりの中で生活を送れるように、公共施設や空き家等の地域資源を活用し、多様な世代、立場の人が集うことができる場所をつくるのが重要となっています。問題の予防や早期発見ができ、一人でも多くの人が身近な地域で居場所と役割を持てるよう、「ふれあい・いきいきサロン」の活動や介護予防運動を通して地域のつながりや絆を深める活動を推進してきました。また、生活課題を抱える方を対象とした居場所づくりや見守り、必要性に応じて子どもを中心とした孤食の課題解決の場づくりも行っており、今後も継続していきます。

### ③ 地域の防災力の強化

---

大規模な自然災害等の発生が危惧される中で、高齢者や障がいのある人といった個別の避難が困難な方等への支援も含め、緊急時には地域で助け合うことが必要です。災害時避難行動要支援者について周知を図るとともに、要支援者名簿を活用したり支援プランの見直しを行うなど、となり近所の市民を巻き込んだ見守り体制の推進を行ってきたものの十分とは言えないため、今後はさらに強化していきます。また、要支援者登録をしている当事者が、地域の防災活動に積極的に参加できるような支援を引き続き検討していきます。

**【基本目標3】 多様な人や組織が連携し互いに支え合える仕組みづくり**

## ① 相談窓口の充実

認知症や貧困等、個人や地域の取り組みだけでは解決が困難な課題を抱える人を支えていくためには、その存在やニーズを把握することが特に重要であることから、生活支援体制コーディネーターや地域包括センター職員の連携により様々な相談内容に応じて適切な支援を行ってきました。今後は家族介護者の負担軽減に向けた支援や若年性認知症に対する理解促進も合わせて強化していきます。

生活困窮者支援においては、生活相談支援センターを活用することにより、支援員が相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っており、今後も継続していきます。

## ② 市民への情報発信・提供

福祉に関わる地域のサービスや取り組み、多様な団体の活動等の情報を必要とする人がわかりやすい形で入手できるように、市広報や社協だよりを市内の主な公共施設に備え付けています。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した情報発信も行っていますが、誰もがわかりやすく伝えられるようにすることが重要となるため、検討しながら継続していきます。

## ③ 権利擁護体制の充実

成年後見制度の利用促進に関する法律が平成28（2016）年5月に施行され、市民後見人の養成や後見人に選任された場合の後見活動のためのフォローアップ研修、専門相談等の支援を行ってきました。令和4（2022）年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、今後は市民後見人の育成や支援の強化が重要となります。

子どもの虐待防止に関しては相談窓口や対応方法の周知を行い、速やかに対応できる体制の充実を図ってきました。今後は高齢者や障がいのある方への虐待防止に関する権利擁護セミナー等を実施し、啓発を強化します。DVについても啓発や相談窓口の周知を強化するとともに、警察や関係機関との連携や支援を今後も継続していきます。

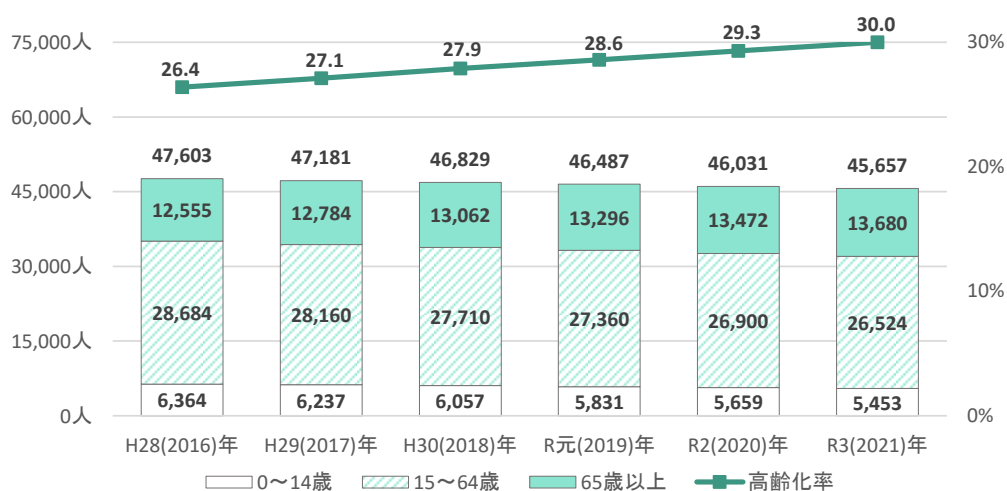
## 2. 北斗市の現状

### (1) 総人口の推移

#### ◆北斗市の総人口は減少、高齢者割合は増加

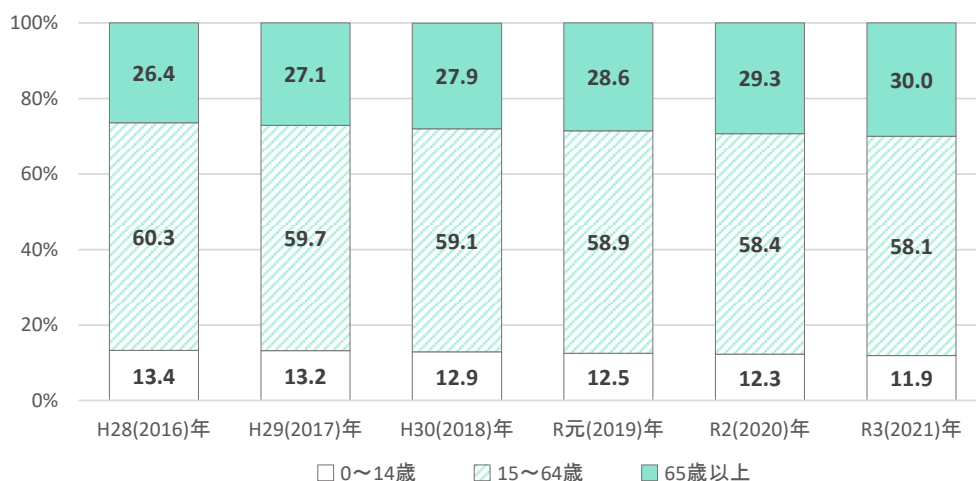
北斗市の総人口は令和3（2021）年には45,657人となっており、減少傾向が続いています。また、総人口を年齢3区分別の割合で見ると、高齢者の割合は増加傾向が続いているのに対し、生産年齢人口及び年少人口の割合は年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

【年齢3区分別人口別割合の推移】



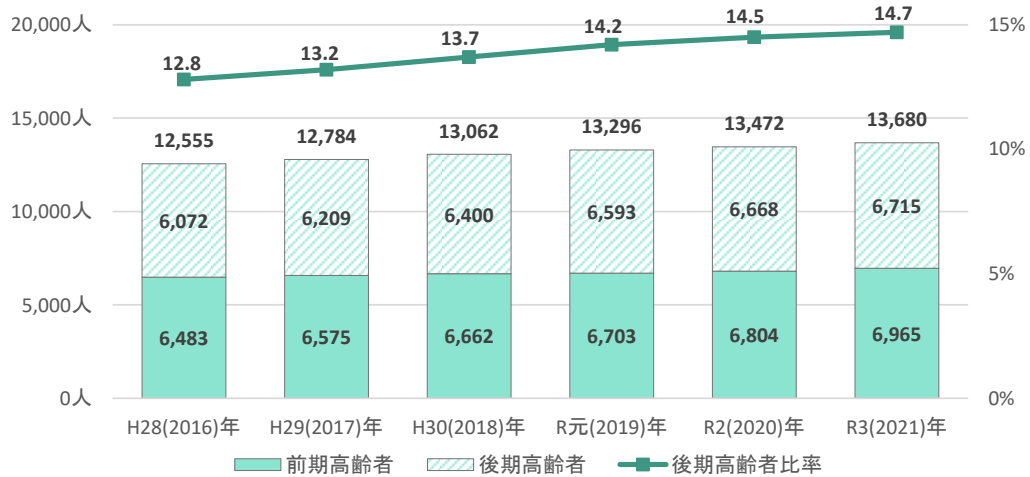
資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

(2) 高齢者人口の推移

◆北斗市の高齢者人口・後期高齢者比率ともに増加傾向

高齢者人口は、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）ともに増加傾向にあり、後期高齢者比率（総人口に占める後期高齢者の割合）は年々高くなっています。

【高齢者人口の推移】



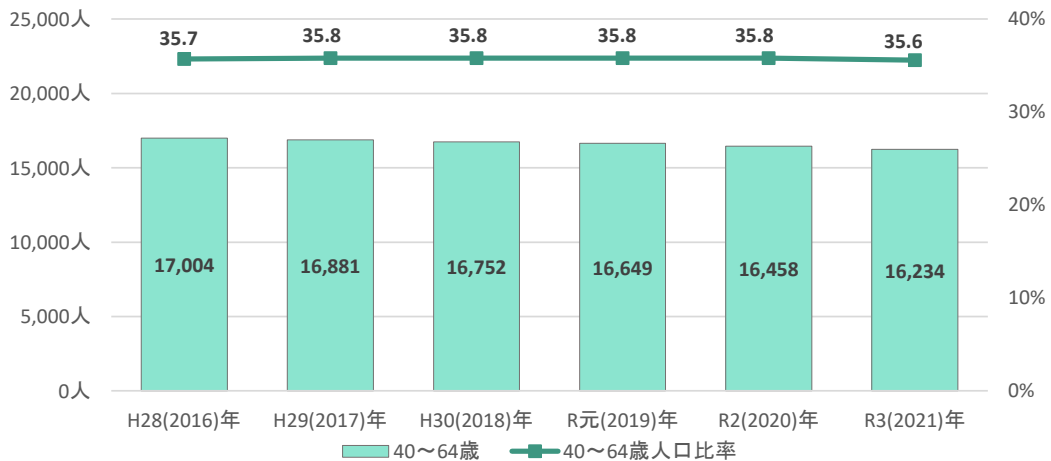
資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

(3) 40～64歳人口の推移

◆北斗市の40～64歳人口は減少傾向、人口比率は横ばい

40～64歳（第2号被保険者）の人口は、令和3（2021）年で16,234人となっており、減少傾向が続いています。また、40～64歳の人口比率（総人口に占める40～64歳の割合）は横ばいに推移しています。

【40～64歳人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

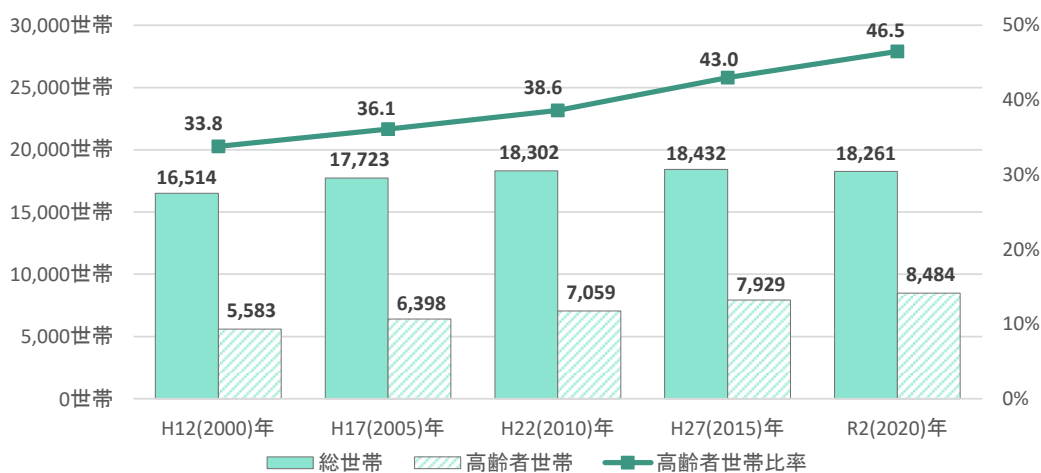
(4) 世帯の推移

◆北斗市の総世帯数は減少傾向、1人暮らしの高齢者は2000年の2.3倍

国勢調査によると総世帯数は平成27（2015）年までは増加傾向であったものの、令和2（2020）年には18,261世帯と減少しています。ただし、高齢者がいる世帯は平成12（2000）年から増加傾向となっており、総世帯数に占める割合は令和2（2020）年には46.5%まで増加しています。

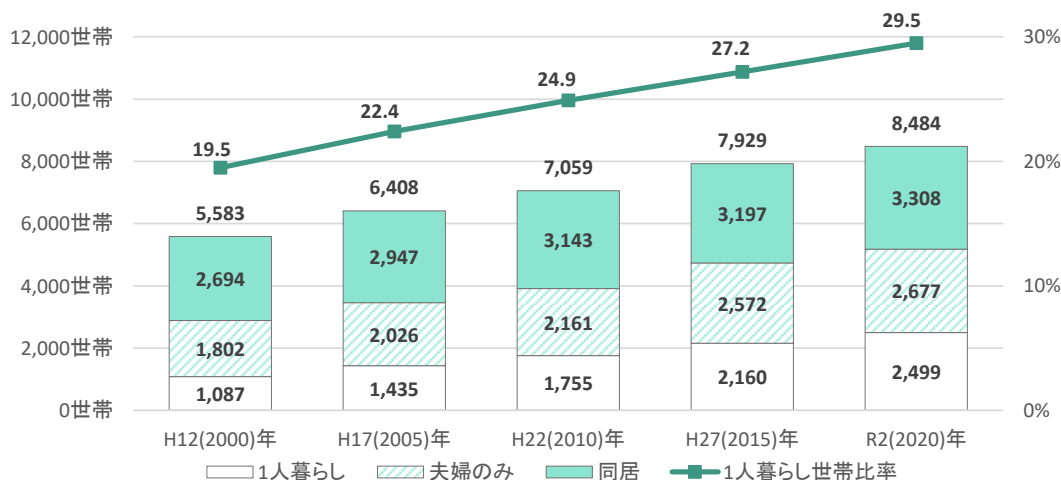
高齢者がいる世帯を世帯類型別にみるといずれの世帯も増加しており、特に1人暮らし世帯は平成12（2000）年の1,087世帯と比べて、令和2（2020）年には2,499世帯と約2.3倍となっています。そのため、1人暮らし世帯比率（高齢者がいる世帯に占める1人暮らし世帯の割合）は増加し続けており、令和2（2020）年には29.5%となっています。

【世帯の推移】



資料：国勢調査

【高齢者世帯の世帯類型別世帯の推移】



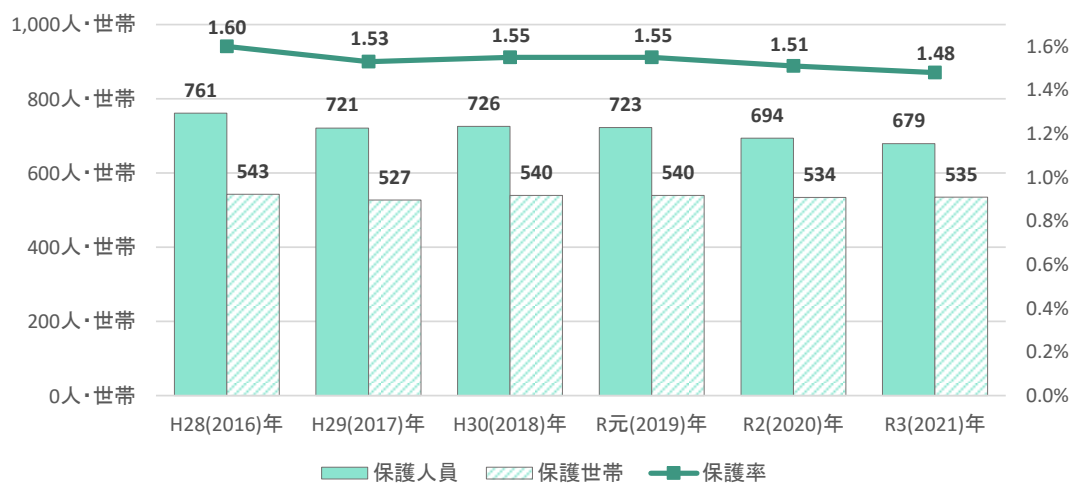
資料：国勢調査

(5) 生活保護世帯の状況

◆北斗市の生活保護人員・保護世帯は減少

生活保護人員数は、平成30(2018)年に増加したものの、令和元(2019)年からは減少しています。生活保護世帯数は微増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。平成28(2016)年と比較すると、約5年間で保護人員が82人(約10.8%)、保護世帯が8世帯(約1.5%)それぞれ減少しています。

【被保護人員及び生活保護世帯の推移】



資料：北斗市（各年1月時点）

(単位：人、世帯、%)

区 分		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
総人口		47,603	47,181	46,829	46,487	46,031	45,657
被 保 護	人 員	761	721	726	723	694	679
	保護率	1.60	1.53	1.55	1.55	1.51	1.48
	世 帯	543	527	540	540	534	535

(6) 障がいのある人の現状

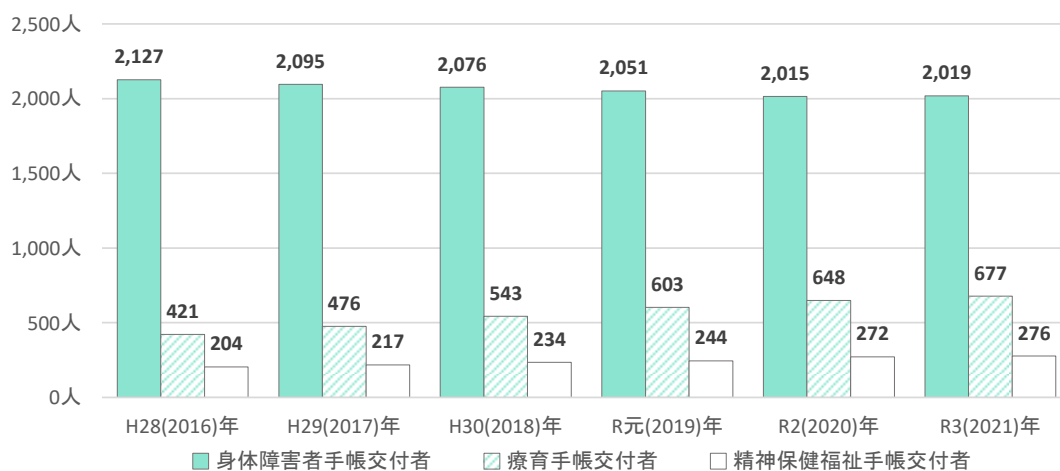
◆身体障害者手帳交付者は減少、療育手帳交付者・精神保健福祉手帳交付者は増加

身体障害者手帳の交付者数は、減少傾向ではあるものの令和3（2021）年では2,019人と微増しています。総人口45,657人に対する割合は約4.4%となっています。

一方、療育手帳の交付者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年では677人となっています。総人口45,657人に対する割合は約1.5%で、平成28（2016）年からの5年間で256人増加しています。

精神保健福祉手帳の交付者数も増加傾向で、令和3（2021）年では276人となっており、平成28（2016）年からの約5年間で72人増加しています。総人口45,657人に対する割合は約0.6%となっています。

【手帳交付者数の推移】



資料：北斗市（各年1月1日時点 ※2016年のみ4月1日）

（単位：人）

区 分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
身体障害者手帳	2,127	2,095	2,076	2,051	2,015	2,019
療 育 手 帳	421	476	543	603	648	677
精神保健福祉手帳	204	217	234	244	272	276

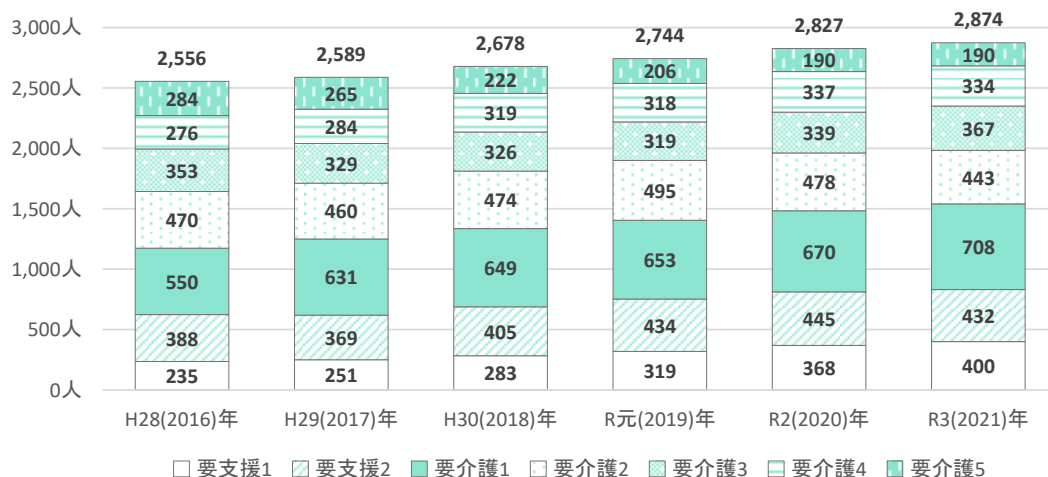


(7) 介護認定を受けている人の現状

◆要介護認定を受けている人は増加傾向、総人口の約6.3%

令和3（2021）年で要介護認定を受けている人の数は2,874人となっており、要介護5以外の区分は増減を繰り返しながらも増加傾向にあります。平成28（2016）年からの約5年間で318人増加となっており、総人口45,657人に対する割合は約6.3%となっています。

【介護認定者数の推移】



資料：北斗市（各年1月1日時点）

（単位：人）

区分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
要支援1	235	251	283	319	368	400
要支援2	388	369	405	434	445	432
要介護1	550	631	649	653	670	708
要介護2	470	460	474	495	487	443
要介護3	353	329	326	319	339	367
要介護4	276	284	319	318	337	334
要介護5	284	265	222	206	190	190

### 3. 地域福祉に関わる各種団体の現状

#### (1) 地域福祉を推進する団体【北斗市社会福祉協議会】

北斗市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助する事を目的とした公益性の高い団体です。

地域の住民やボランティア・福祉・保健などの関係者、行政機関等の協力を得て、福祉のまちづくりを目指す民間の組織で構成しています。

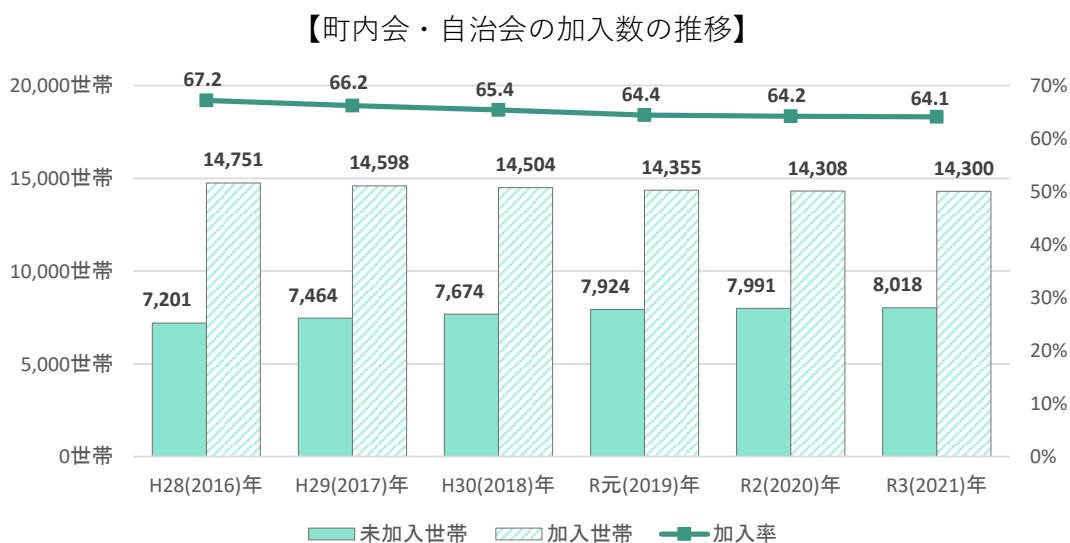
福祉サービスを必要とする方が、心身ともに健やかに育成され、社会、経済、文化等、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助する事を目的として、北斗市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を展開し、地域福祉の推進のための活動をしています。

#### (2) 地域福祉を支える団体【町内会・自治会】

町内会・自治会は、地域の課題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体です。

一定の地域に住む人達が、明るく住みよいまちづくりを目指して、地域における様々な問題を解決するため、互いに交流し力を合わせて共通の生活環境を維持・発展させるとともに、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上のために活動をしています。

現在も地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしていますが、加入率の低下、担い手不足等により活動の持続可能性が低下するとともに、防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなどの問題が生じています。



資料：北斗市（各年1月1日時点）

## 4. 市民・関係団体の意識・意向と課題

北斗市では、第3期地域福祉計画を策定するために必要な基礎資料を得るため、令和4年9月～10月に下記のアンケートを行いました。

### 地域福祉に関するアンケート 調査概要

#### 【市民向けアンケート】

- ◆調査期間 令和4年9月10日～10月4日
- ◆対象者 北斗市に居住する18歳以上の一般市民
- ◆基準日 令和4年8月1日
- ◆対象者抽出 北斗市内に居住する18歳以上の一般市民から1,000人を無作為に抽出

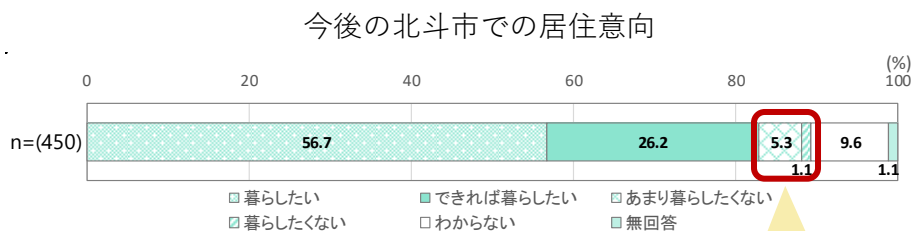
#### 【団体向けアンケート】

- ◆調査期間 令和4年9月10日～10月4日
- ◆対象団体 北斗市内を拠点とするボランティア団体、社会福祉協議会、NPO団体や自治会など、地域の様々な相談を受ける活動団体・組織

### (1) 市民向けアンケート結果からの課題

#### ① 今後の北斗市での居留意向

今後の北斗市での居留意向については、「暮らしたい」「できれば暮らしたい」を合わせた“暮らしたい計”が82.9%と、今後も北斗市での居留意向がある人が大半となっています。一方、「あまり暮らしたくない」「暮らしたくない」を合わせた“暮らしたくない計”は6.4%となっています。暮らしたくない理由として「買い物や交通の便が悪いから」が43.1%と半数近くの人が挙げており、不便さの解消が課題となります。



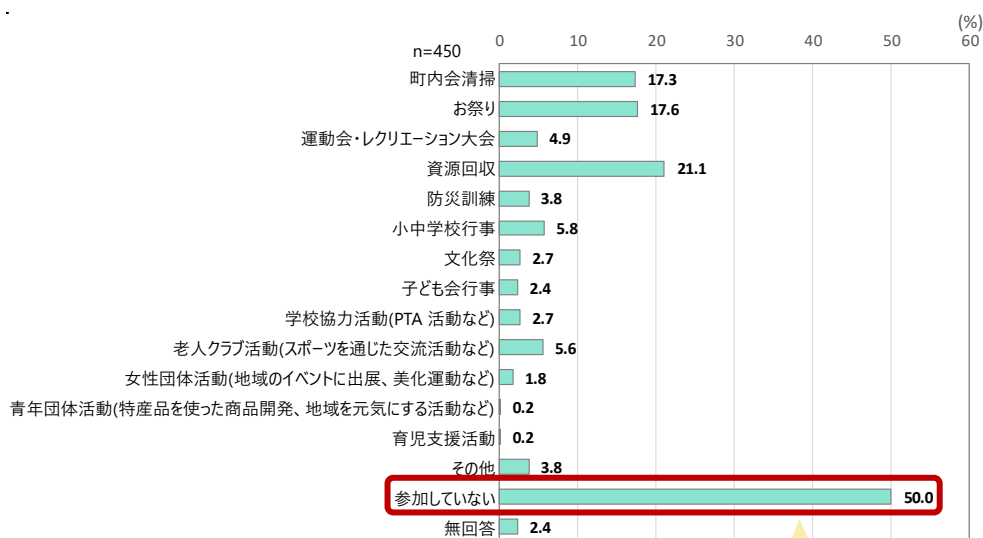
#### 主な「暮らしたくない理由」

- ・「買い物や交通の便が悪いから」43.1%
- ・「楽しめる場所がないから」31.9%
- ・「働く場所がないから」23.6%

② 地域活動への参加

地域活動の参加の有無については、「資源回収」が21.1%、「お祭り」が17.6%、「町内会清掃」が17.3%となっており、「参加していない」と回答した人は50.0%となっています。「参加していない」理由として、「仕事や家事などが忙しく時間が取れなから」が50.7%と過半数となっており、参加意向があるにもかかわらず参加できないという人が少なからずいるということが伺えます。また、「自分の健康に自信がない」の17.8%も同様のことが考えられます。

地域活動への参加の有無



主な「参加していない理由」

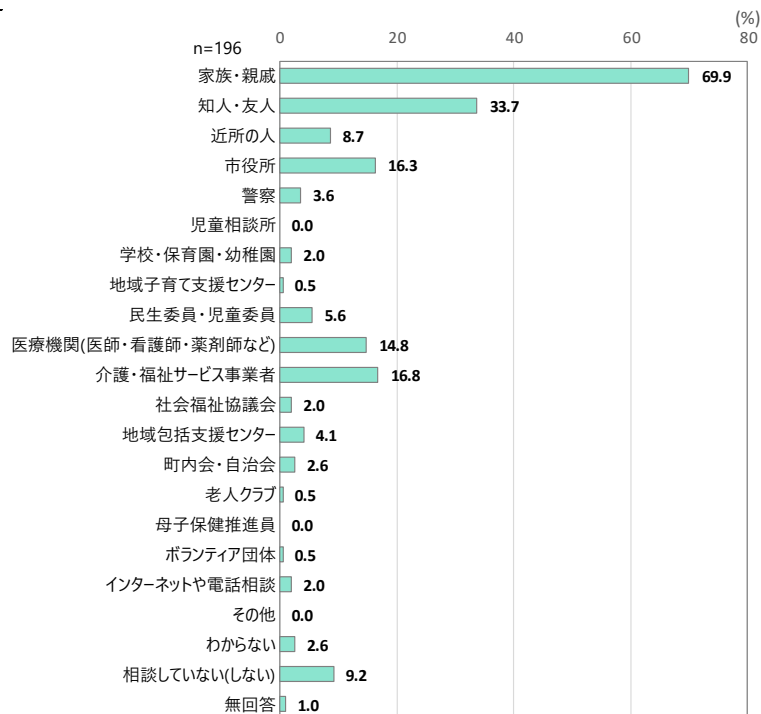
- ・「仕事や家事などが忙しく時間が取れないから」 50.7%
- ・「興味のもてる活動がない」 19.1%
- ・「自分の健康に自信がない」 17.8%

③ 日常生活における困りごと、悩み、不安

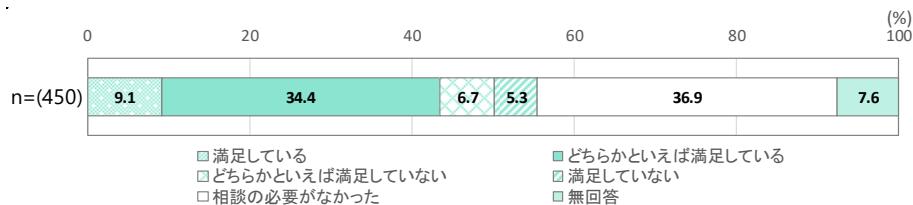
日常生活で困った際の相談相手については、「家族・親戚」が69.9%で最も多く、次いで「友人・知人」が33.7%となっており、関係性の近い人に相談しやすいとの結果となりました。

地域における暮らしや福祉に対する満足度については、「満足している」「どちらかといえば満足している」を合わせた“満足計”は43.5%、「どちらかといえば満足していない」「満足していない」を合わせた“不満計”は12.0%となっており、半数以上の人々が悩みや不安の少ない生活を送っていると考えられる一方、1割以上の人々が抱える悩みや不安を軽減するための施策が必要となります。

日常生活で困った際の相談相手



地域における暮らしや福祉に対する満足度

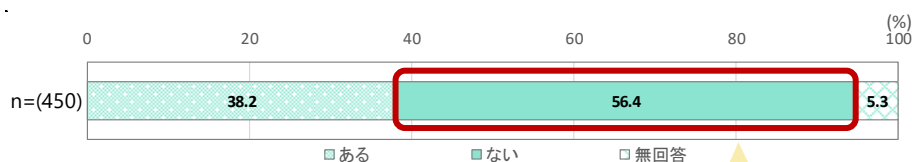


④ ボランティア活動

ボランティア活動の有無については、「ある」が38.2%となっていますが、「ボランティア活動をしたことがない」が56.4%と過半数となっています。「参加していない」理由として、「仕事や家事などが忙しく時間が取れなから」が40.9%となっており、参加意向があるにもかかわらず参加できないという人が少なからずいるということが伺えます。また、「自分の健康に自信がない」の27.6%も同様のことが考えられます。

ボランティア活動の輪を広げるために必要なことについては、「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行うこと」が19.8%、次いで「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行うこと」が17.8%となっており、一方「わからない」が24.0%となっています。

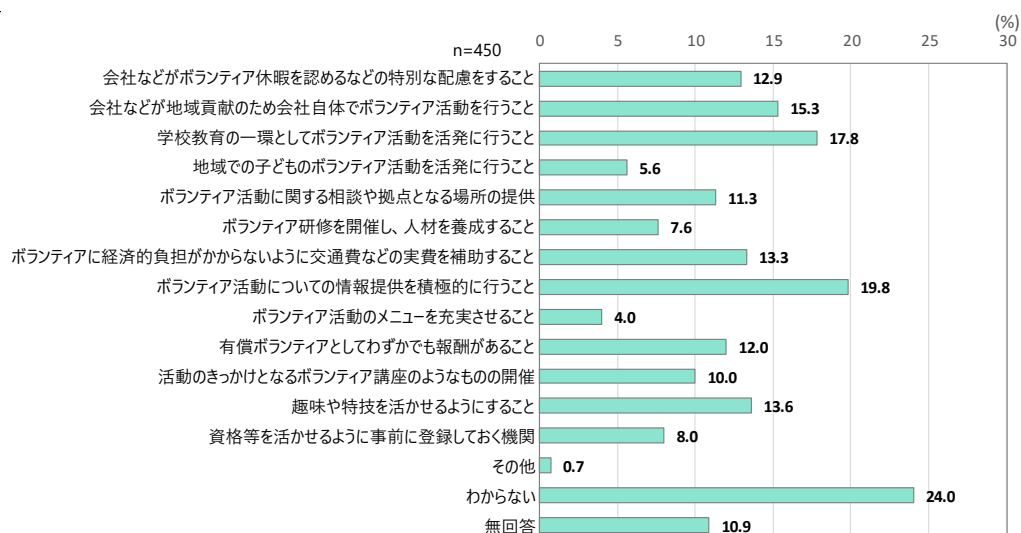
ボランティア活動の有無



主な「参加したことがない理由」

- ・「仕事や家事などが忙しく時間が取れないから」40.9%
- ・「自分の健康に自信がないから」27.6%
- ・「ボランティア活動にあまり興味や関心がないから」22.4%

ボランティア活動の輪を広げるために必要なこと



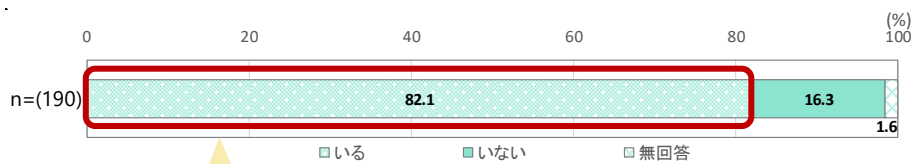
⑤ 災害対策

避難が必要な時における支援者の有無については、「いる」が82.1%となっており、支援してくれる人については「家族」が66.3%で最も多く、次いで「同居していない親類」が17.9%となっています。一方、「いない」と回答した人は16.3%となっています。

災害時の避難や対応における不安の有無については、「必要な物資を入手できるか」が39.6%で最も多く、次いで「避難場所で必要な医療、介護などのケアが受けられるか」が26.0%、「避難場所を知らない」が20.9%となっています。

避難行動要支援者名簿の認知については、「知っている」が8.7%、「知らない」が87.1%となっていることから、災害時の避難支援等につなげるために認知度を高めることが課題となります。

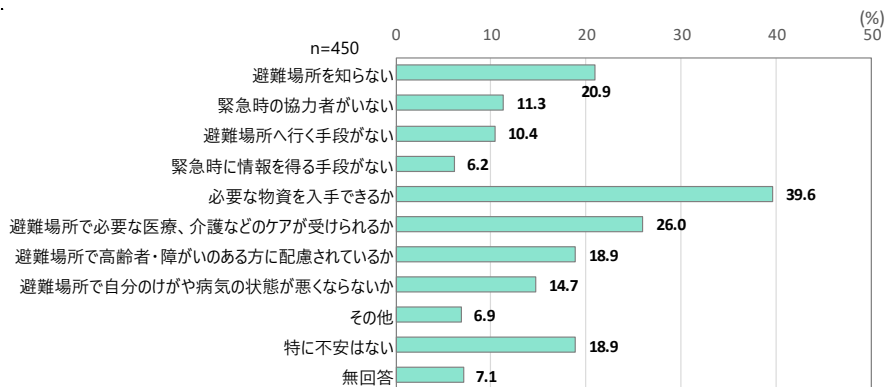
避難が必要な時における支援者の有無



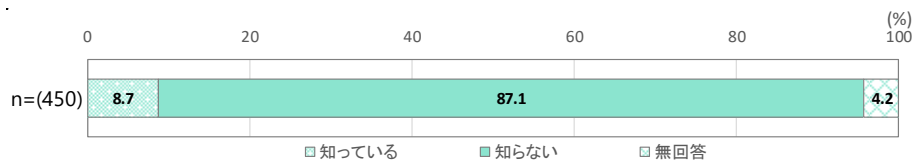
主な「支援してくれる人」

- ・「家族」66.3%
- ・「同居していない親類」17.9%
- ・「近所の人」12.1%

災害時の避難や対応における不安



避難行動要支援者名簿の認知



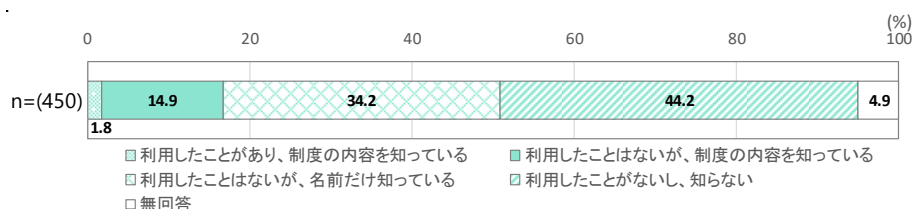
⑥ 成年後見制度

成年後見制度の利用の有無については、「利用したことがあり、制度の内容を知っている」「利用したことはないが、制度の内容を知っている」「利用したことはないが、名前だけ知っている」を合わせた認知度は50.9%、「利用したことがあり、制度の内容を知っている」「利用したことはないが、制度の内容を知っている」を合わせた理解度は16.7%となっています。

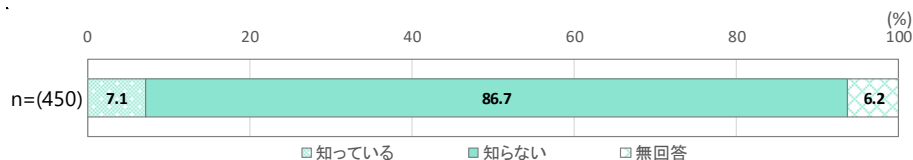
北斗市社会福祉協議会の「成年後見制度」法人後見支援に関する認知については、「知っている」が7.1%、「知らない」が86.7%となっています。

認知症、知的障害その他の精神上の障害のある人たちを社会全体で支え合うための重要な手段である成年後見制度の理解と利用を促進することが今後重要となります。

成年後見制度の利用の有無



北斗市社会福祉協議会の「成年後見制度」法人後見支援に関する認知



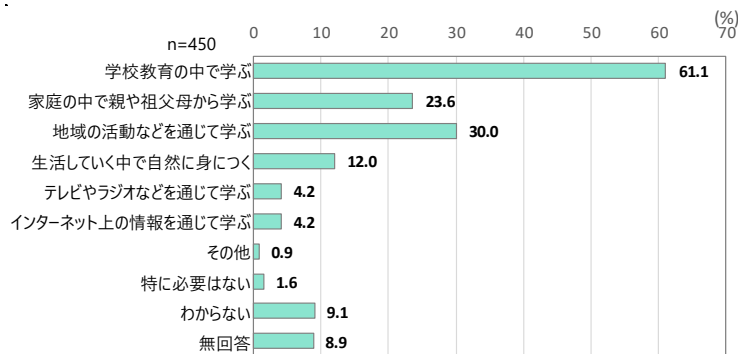


⑦ 今後の地域福祉のあり方

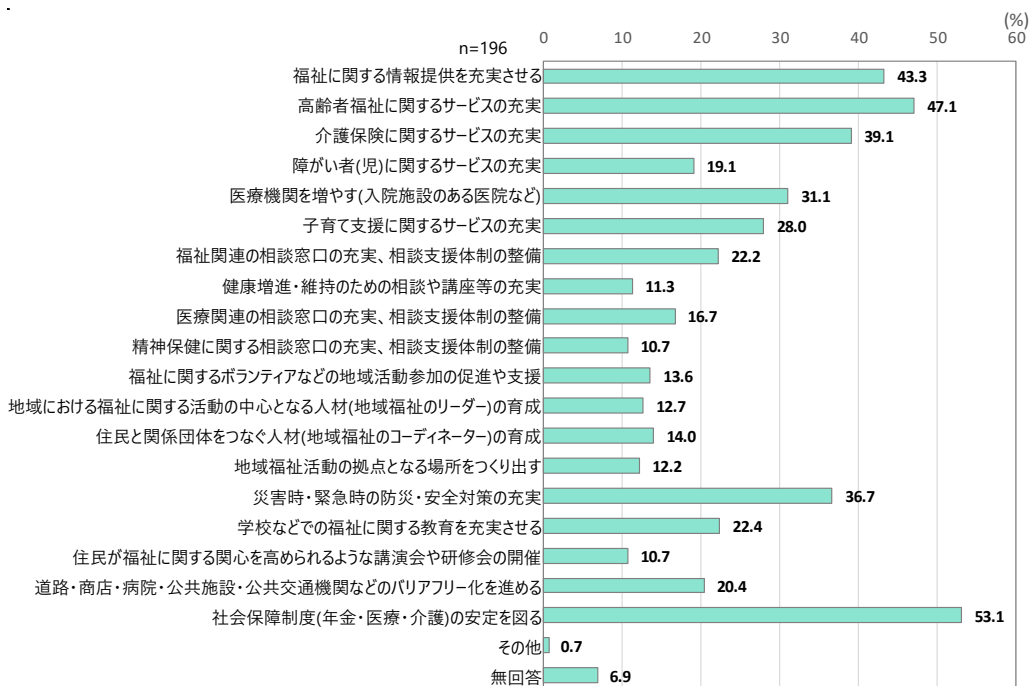
福祉教育で必要だと思うことについては、「学校教育の中で学ぶ」が61.1%で最も多く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」が30.0%、「家庭の中で親や祖父母から学ぶ」が23.6%となっています。地域の人とのかかわりが少なくなる中、家庭での福祉教育が困難であることから、地域や学校での福祉教育が必要とされています。

地域で安心して生活していくために重要だと思うことについては、「社会保障制度（年金・医療・介護）の安定を図る」が53.1%で最も多く、次いで「高齢者福祉に関するサービスの充実」が47.1%、「福祉に関する情報提供を充実させる」が43.3%となっており、悩みや不安のない地域生活を送るうえでの市民と行政、関係団体との協働・連携による取り組みや情報・サービスの提供が求められています。

福祉教育で必要だと思うこと



地域で安心して生活していくために重要だと思うこと

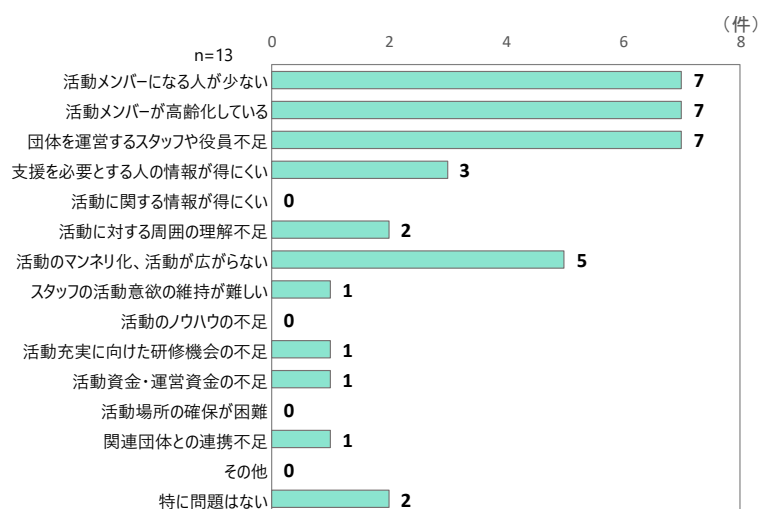


(2) 関係団体向けアンケート結果からの課題

① 運営上の問題点や課題

運営上の問題点や課題については、「活動メンバーになる人が少ない」「活動メンバーが高齢化している」「団体を運営するスタッフや役員不足」がそれぞれ7件と約半数の団体が挙げており、次いで「活動のマンネリ化、活動が広がらない」が5件となっていることから、新たな担い手の発掘とリーダーの育成が最重要課題となり、新たな活動の場と機会が増えることが求められています。

運営上の問題点や課題

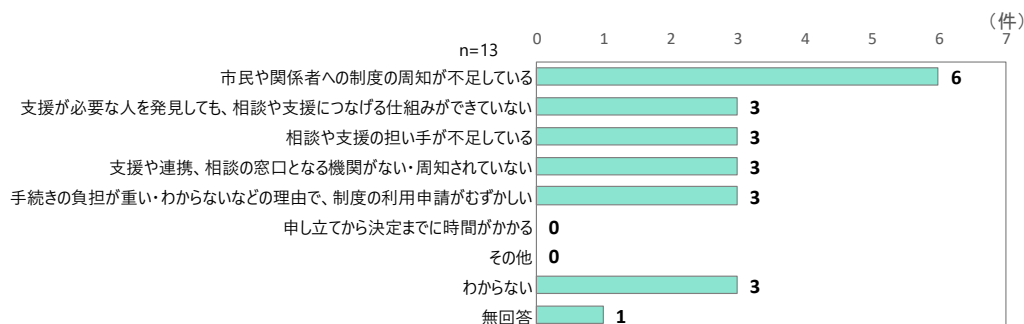


② 成年後見制度

成年後見制度の利用に関する課題については、「市民や関係者への制度の周知が不足している」が6件と約半数となっています。

認知症、知的障害その他の精神上の障害のある人たちを社会全体で支え合うための重要な手段である成年後見制度の理解と利用を促進するため、関係団体での認知度向上と仕組みづくりが今後重要となります。

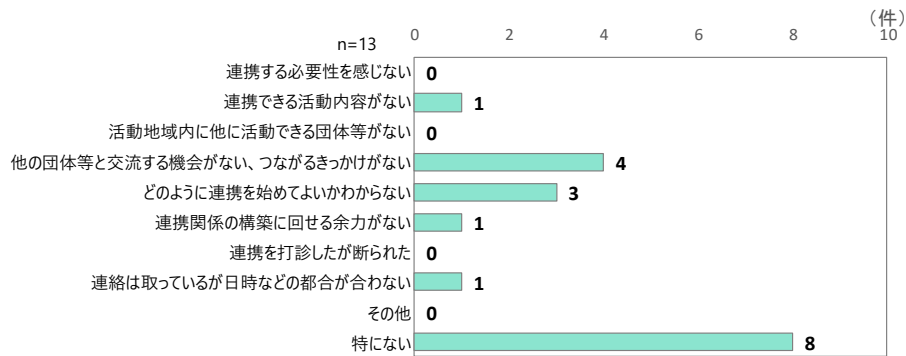
成年後見制度の利用に関する課題



③ 他団体との連携

他団体との連携における課題の有無については、「特にない」が8件となっているものの、4件は「他の団体等と交流する機会がない、つながるきっかけがない」となっているため、交流するための場や機会を持つことが連携へのきっかけになることが期待されます。

地域の他の団体等との連携における課題



④ 複合的な課題における他団体との連携

複合的な課題における他団体・機関との連携の必要性については、「必要だと思う」が8件と過半数となっています。連携・協力したい団体・機関としては、「市役所」「自治会」「教育機関」等が挙げられており、また、「必要だとは思いますが具体的にどうするかわからない」との意見もありました。

複合的な課題解決における他団体・機関との連携の必要性



## 第2章 北斗市の現状

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 目指すべき将来像（基本理念）

本市では、子どもを生み育てたい、暮らし続けたいと市民が願い、次代を担う子どもたちを社会全体で育み、すべての市民が住み慣れた地域で、健やかに心豊かな暮らしを送る、誰もが幸せで輝くまちを目指しています。

北斗市総合計画で掲げている福祉に関する基本目標「誰もが幸せで輝くまちづくり」を、本計画においても継承し、基本理念として設定します。

#### 基本理念

誰もが幸せで輝くまちづくり

## 2. 将来像を実現するために（基本目標）

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標に沿って施策を展開していきます。

### 基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり・仲間づくり

地域福祉を推進していくためには、地域の課題を「我が事」として市民一人ひとりが考え、行動する共生の意識を持つことが重要です。

地域福祉の意識の醸成を図るとともに、将来を担う子どもたちへの福祉・社会教育の充実、地域福祉を担う人材の掘り起こしや育成の充実を図り、地域福祉を支える人づくりを推進していきます。

### 基本目標2 地域ぐるみによる安全・安心な地域の支え合い

地域で活動する人々や団体、事業所や社会福祉協議会、行政等が連携し、地域で支え合う体制や仕組みづくりを推進します。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、災害や緊急時に対応するための基盤として、平常時から地域ぐるみの防災体制づくりの取り組みを進め、安全安心に暮らせる地域を目指します。

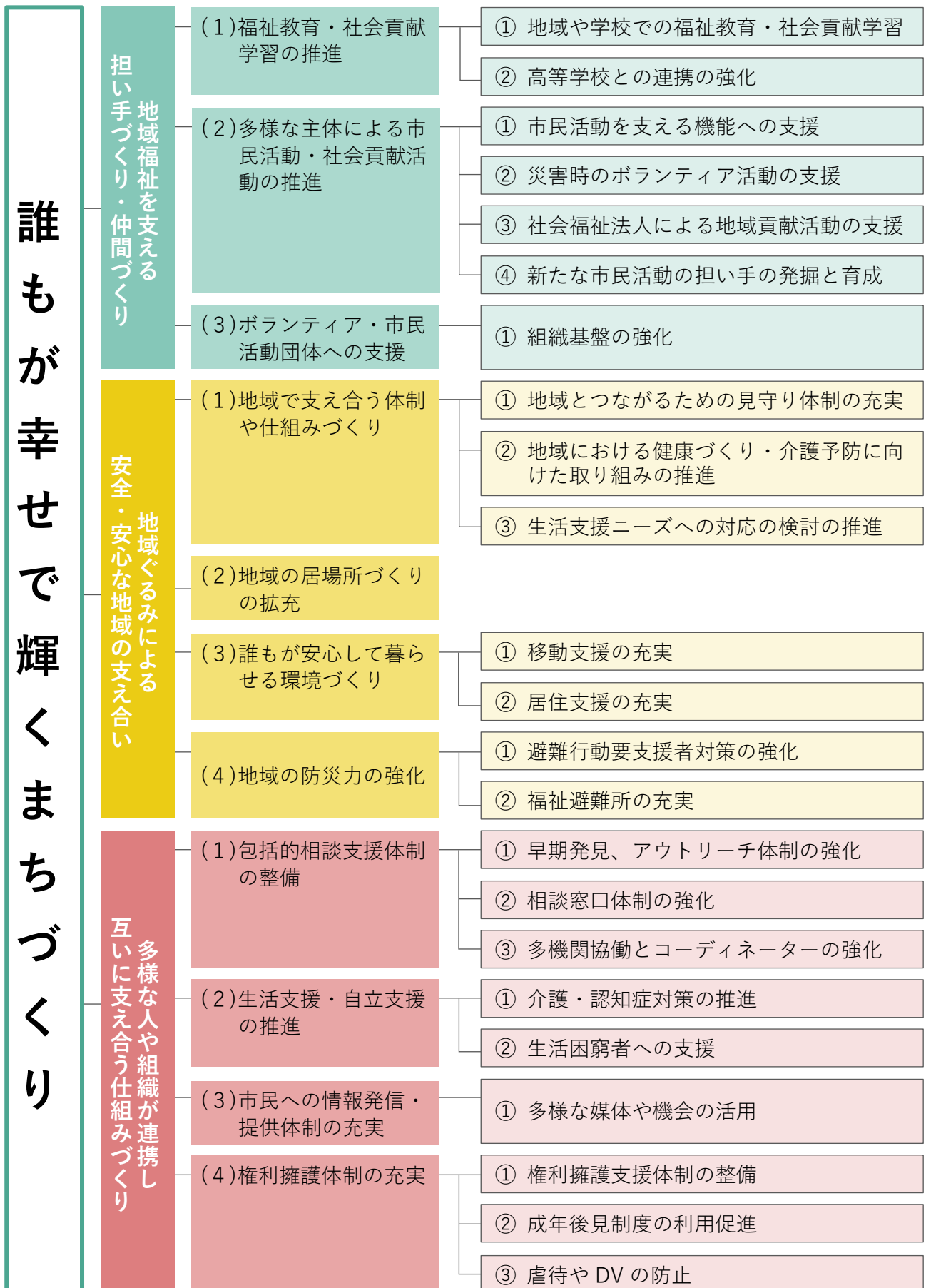
### 基本目標3 多様な人や組織が連携し互いに支え合う仕組みづくり

地域課題が複雑化・複合化しているなか、市民が抱える生活課題について包括的に受け止める体制や、適切な支援を受けることができる仕組みづくりが求められています。

すべての市民が安心して地域で暮らすことができるよう、多様な人や組織が連携しながら、断らない相談体制づくりや切れ目のない支援、虐待への早期発見・早期対応などの取り組みを推進していきます。



### 3. 施策の体系



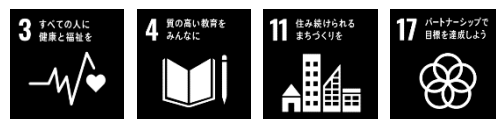


## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり・仲間づくり



#### 【参考指標】

	基準（令和4年）	目標（令和8年）
ボランティア活動に参加したことがある市民の割合	38.2%	44.7%
近所の方との付き合い方で困ったときに相談したり、助けあっている人の割合	16.2%	29.2%

#### （1）福祉教育・社会貢献学習の推進

##### ■□ 現状と課題 □■

##### 現状課題

- ▶ 国では、地域共生社会の実現に向けて、市民意識の向上や地域福祉への主体的な参加を得られるよう意識啓発することが重要とされている。
- ▶ 子どもが福祉への理解を深めるためには、学校教育の中で学ぶことが必要。

##### 方向性

- ▷ 子どもから大人まで、福祉を身近に感じる機会を増やすことが必要。
- ▷ 小・中学校及び高等学校での福祉教育や社会貢献学習の推進が必要。

#### ① 地域や学校での福祉教育・社会貢献学習の推進

子どもから大人まで、地域における支え合いや多様性について学ぶ機会をつくるため、地域における社会貢献学習や教育プログラムによる福祉教育を推進します。

施策項目	取り組み内容
子ども向け啓発資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに地域活動やボランティア活動の必要性や魅力を伝える内容、社会貢献に関する基礎知識等をわかりやすく解説した啓発資料の作成に努めます。</li> </ul>
地域活動の中で学ぶ社会貢献学習プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校及び高等学校の地域活動への参加を通じ、社会貢献・福祉教育に関する啓発を行います。</li> <li>子どもたちが実際に市民とともに地域活動に参画することを通じて、将来的な地域活動の担い手として活躍できるような実践的なプログラムを推進します。</li> </ul>

## 第4章 施策の展開

施策項目	取り組み内容
あらゆる人を排除しない、多様性を学ぶ教育推進プログラム	<ul style="list-style-type: none"><li>障がいのある当事者や介助者、ボランティア等、様々な立場からプログラムに参画し、子どもたちが多様な生き方や価値観を学ぶきっかけづくりを推進します。</li><li>あらゆる人を排除しない、福祉教育プログラムを推進します。</li></ul>
ボランティア養成講座の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>市民ニーズに見合った、魅力的かつ市民が地域課題解決に関わるきっかけとなるようなボランティア養成講座の開講を推進します。</li></ul>

### ② 高等学校との連携の強化

高校生の支え合いの意識を高め、子育て世代以前の若者の活動の場を拡大するため、高等学校への情報提供と連携により、ボランティア活動等への参加機会づくりに努めます。

施策項目	取り組み内容
高校生の福祉やボランティア活動への参画	<ul style="list-style-type: none"><li>市内の高等学校へボランティアや地域活動に関する情報提供を行い、子どもたちの学びの機会のサポートを支援します。</li><li>高等学校の教育活動と連動したボランティア体験プログラムの導入について検討する機会を持ち、ボランティアサークルや生徒会等と年間を通じて連携できる仕組みづくりを支援します。</li></ul>

## (2) 多様な主体による市民活動・社会貢献活動の推進

## ■□ 現状と課題 □■

## 現状課題

- ▶ 地域福祉の充実には、「住民も行政も協力し合い、ともに取り組むこと」が必要。
- ▶ 活動に参加できない理由は、忙しくて時間がとれないこと、興味がある活動がないこと。
- ▶ 今後、地域活動への参加依頼があった場合、内容によっては参加したい人は多い。  
⇒負担感を持たれて、地域活動の魅力や活動内容がうまく伝わっていない。

## 方向性

- ▷ 興味を抱くような活動周知や、気軽に参加しやすい体制づくりを進めることが必要。

## ① 市民活動を支える機能への支援

北斗市社会福祉協議会が設置する市民活動サポートセンターが、ボランティア活動の支援の充実や体制整備を進めるとともに、市民や関係団体等と協力することにより、多様なボランティア活動の支援を推進します。

施策項目	取り組み内容
市民活動サポートセンターの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 北斗市社会福祉協議会が設置する市民活動サポートセンターとの連携により、ボランティア活動支援を推進します。</li> <li>• 地域の課題解決を担う市民の育成と活動支援を行うための体制整備を推進します。</li> </ul>
ボランティア活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ボランティア活動経験者が初心者のサポートを行う等、ボランティア活動支援に努めます。</li> <li>• 海岸線クリーン作戦等の環境美化活動において、市民・町内会・自治会・企業等と協力し、ボランティア活動の支援に努めます。</li> <li>• 市民ボランティアの交流の場づくりの支援に努めます。</li> </ul>

## ② 災害時のボランティア活動の支援

災害時に備え、多様な関係者同士が情報共有を行うことにより、地域の防災意識を向上し、災害ボランティアの機能を強化するように努めます。

施策項目	取り組み内容
災害ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害ボランティアセンターの訓練等、日頃から多様な関係者同士の情報共有による顔の見える関係づくりを支援します。</li> <li>• 大規模災害が発生した場合の外部支援の受け入れのあり方について、北海道での実情を検証し、災害ボランティアセンターの位置付けを含め、検討していきます。</li> </ul>

## 第4章 施策の展開

### ③ 社会福祉法人による地域貢献活動の支援

社会福祉法人の地域貢献活動の実施に向けた支援や社会福祉事業を踏まえた公益的な活動のための情報発信等の環境整備を行い、地域のニーズに即した地域貢献活動を推進します。

施策項目	取り組み内容
地域貢献活動実施に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>地域のニーズに即した、地域貢献活動を推進します。</li></ul>
実施している社会福祉事業の広報活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>社会福祉法人の地域貢献活動の充実のため、地域の課題の情報共有とともに、実施している社会福祉事業を踏まえた公益的な活動のための情報発信等の環境整備を推進します。</li></ul>

### ④ 新たな市民活動の担い手の発掘と育成

情報提供やボランティア講座の開催等により、新たな担い手となる勤労者世代や学生による社会参加を促し、地域福祉の担い手として活躍できる環境づくりを推進するとともに、企業による地域貢献活動推進のため、関係団体との連携を強化します。

施策項目	取り組み内容
新たな担い手の発掘とコーディネート機能の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>情報提供やボランティア講座の開催等により、ボランティア活動の新たな担い手の発掘を支援します。</li><li>ボランティアプログラムや、勤労者世代や学生が関わりやすい環境づくりを推進します。</li><li>分野や組織形態を超えた連携のコーディネートを支援します。</li></ul>
企業の社会貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>企業の強みを活かした地域貢献活動を推進します。</li><li>企業が地域での福祉活動に関われる機会が持てるよう、関係団体との連携を推進します。</li></ul>



## (3) ボランティア・市民活動団体への支援

## ■□ 現状と課題 □■

## 現状課題

- ▶ 地域活動団体のメンバーの高齢化・人員不足、運営スタッフ不足が課題となっている。
- ▶ 地域で活動する団体同士の交流する機会が少なく、連携するきっかけがない。  
⇒将来の地域活動の維持が困難になる。

## 方向性

- ▷ 地域活動団体だけではなく、企業や学校等が相互に関わり合えるような連携が必要。
- ▷ 活動メンバーの確保、育成を図ることが必要。

## ① 組織基盤の強化

地域活動団体のリーダーや、活動に関わるメンバー等、地域福祉を担う人材を育成するため、各種講座の実施や組織基盤の強化を図ります。

施策項目	取り組み内容
市民活動団体の組織基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時等を見すえ、町内会・自治会が相互に連携できる体制づくりの実現に向けて検討します。</li> <li>• 各地域での取り組みに関して情報収集を行い、相互に情報交換ができる場づくりの実現に向けて検討します。</li> </ul>
市民活動団体等におけるリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域内で、各種団体の役割等を次世代にスムーズに引き継げる体制づくりの実現に向けて検討します。</li> <li>• 市民活動団体のリーダーを対象にした運営や組織体制に関する各種講座の実施に向けて検討します。</li> </ul>

## 基本目標2 地域ぐるみによる安全・安心な地域の支え合い



### 【参考指標】

	基準（令和4年）	目標（令和8年）
災害時の避難や対応について不安はない人の割合	18.9%	26.3%
避難行動要支援者名簿を知っている人の割合	8.7%	14.5%

### （1）地域で支え合う体制や仕組みづくり

#### ■□ 現状と課題 □■

##### 現状課題

- ▶ ご近所との付き合いは挨拶する程度の人が多く、ご近所の人と知り合うきっかけがない。
- ▶ 住みよい地域社会実現のための課題は、ご近所付き合いが減っていること、地域に関心のない人が多いこと。  
⇒ ご近所付き合いのきっかけがなく、地域の支え合いにつながらない。

##### 方向性

- ▷ 日ごろから顔を合わせる関係づくりを進め、変化に気づき早期に支援につなぐことが必要。

### ① 地域とつながるための見守り体制の充実

身近な地域での日常的な見守り活動を実施できる仕組みづくりを行い、自殺や孤立等の問題の予防と早期発見のための情報共有することにより、地域の見守り体制を強化します。

施策項目	取り組み内容
自殺を防ぐためのネットワークの構築と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自殺防止のために、関係機関が情報交換を行い、ネットワークを深める機会として、研修会の開催を推進します。</li> </ul>

施策項目	取り組み内容
孤立を防ぐ地域での見守り体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域ならではの日常的な見守り活動を、隣近所のレベルで実施できる仕組みづくりを進め、必要に応じて気になったことや困りごとを抱える人の情報について、行政や専門機関と情報共有を行うことで、問題の予防と早期発見のための仕組みづくりを推進します。</li> <li>市や地域包括支援センターが、小地域ネットワーク活動事業に加え、新聞や電気・水道・ガス業者等とも連携し、支援を必要とする人の早期発見や、支援の取り組みを推進します。</li> <li>市、関係機関、市民、民生委員・児童委員、町内会・自治会役員等が異常を発見した際に、適切に対応するためのマニュアルの作成を検討します。</li> </ul>
地域での子どもの見守り体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>登下校時の見守りボランティアへの参加や、犬の散歩や庭掃除等で外に出る作業を登下校時に行う等、地域の子どもたちを見守り、育むための意識向上を推進します。</li> <li>市民有志が行う、放課後孤立しがちな子どもたちの居場所づくりを支援します。</li> <li>ボランティアや協力者の増加を目指して広く市民に呼びかけるとともに、「こども110番の家」のタペストリー、マニュアルを各小学校、町内会・自治会へ配布する等、普及を推進します。</li> </ul>
社会を明るくする運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年の犯罪や非行の防止、立ち直り支援、更には犯罪をした人たちの更生について理解を深める取り組みを推進します。</li> </ul>
保護司会等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪予防活動の推進、各種研修会の実施及び関係機関との連携強化を行い、地域社会の犯罪非行防止に取り組んでいる保護司会等の活動を支援します。</li> </ul>
民生委員・児童委員との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の身近な相談相手となり、住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務める民生委員・児童委員との情報共有や更なる連携を図ります。</li> </ul>

## ② 地域における健康づくり・介護予防に向けた取り組みの推進

介護予防や健康増進、孤立化防止に取り組める地域の関係づくりを支援し、市民が自主的・積極的に生涯スポーツをはじめとした多様な健康づくりに参加する機会を推進します。

施策項目	取り組み内容
地域での生涯スポーツと健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり教室（生涯スポーツや健康づくり教室等）に積極的に参加したり、市民が自主的に介護予防体操を行う機会を推進します。</li> <li>ふれあい・いきいきサロン等、すで実施している活動の中に、介護予防や健康増進につながる取り組みの要望があった際は支援をします。</li> <li>介護予防・孤立化防止に取り組める関係づくりを推進します。</li> </ul>

③ 生活支援ニーズへの対応の検討

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために、支え合いのための有償生活支援サービスや市民の立場でできる生活支援について必要な仕組みづくりを検討します。

施策項目	取り組み内容
生活支援に関する取り組み検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>電球の取替え等、隣近所のできるサポートについて可能な範囲で考えると同時に、支え合いのための有償の生活支援サービスの担い手確保について検討します。</li> <li>生活支援体制整備事業において、必要性に応じてボランティアやNPOと協働で、市民の立場でできる生活支援の取り組みと地域や行政レベルで必要な仕組みづくりについて検討します。</li> </ul>

(2) 地域の居場所づくりの拡充

■ □ 現状と課題 □ ■

現状課題

- ▶ 近所付き合いの希薄化が進んでいる。知り合うきっかけがない。  
⇒ いざというときに、近所での助け合いができない。

方向性

- ▷ 子どもから高齢者まで、誰でも気軽に集える場づくりが必要である。

地域の支え合いや助け合いを行うためには、日常的な地域で顔の見える関係づくりが重要となります。子どもから大人まで誰でも集える、地域の居場所づくりを推進します。

施策項目	取り組み内容
誰もが集える場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題の予防や早期発見ができ、一人でも多くの人が身近な地域で居場所と役割を持てるよう、「ふれあい・いきいきサロン」を推進します。</li> <li>誰もが集える場所に、介護予防運動を通して地域のつながりや絆を深める活動を推進します。</li> <li>昼間の居場所づくりにとどまらず、必要性に応じて夜間の子どもを中心とした孤食の課題解決の場づくりを検討します。</li> </ul>
生活課題を抱える人を対象とした居場所の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所づくりに、日頃からの地域での顔の見える関係づくりを進め、認知症、知的障がいや精神障がいのある人等の判断能力が不十分な方、また、介護保険サービスや自立支援給付等の制度利用につながらない方の社会参加を支援して行くことを検討します。</li> <li>ひきこもり等の生活課題を抱える方を対象とした、居場所づくりや生活への見守り・助言やグループ活動の支援を検討します。</li> </ul>

## (3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

## ■ □ 現状と課題 □ ■

## 現状課題

- ▶ 交通機関（バス）が本数も少なく使いにくい。交通機関がない。  
⇒高齡化に伴い、外出機会が減りひきこもりにつながる可能性がある。
- ▶ 交通機関が利用しにくく、買い物に出かけにくい。

## 方向性

- ▷ 新たな移動手段や外出支援の確保が必要。

## ① 移動支援の充実

公共交通の利用が困難なことを理由にした高齡者の閉じこもりを防ぐことが重要となります。民間や市民により、新たな地域交通ネットワークを形成し、買い物や余暇活動などのお出かけ支援を行います。

施策項目	取り組み内容
地域内の交通ネットワークの整備検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の特性を踏まえた上で、民間や市民等による新たな移動手段・サービスも含め、全体として整合性のとれた地域交通ネットワークの形成を検討します。</li> </ul>
買い物・お出かけ支援事業の取り組み検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 買い物支援事業として、買物が困難な地域で一人暮らしの高齡者等を対象に、買い物支援を試験的に実施します。</li> <li>• お出かけ支援事業として、公共交通機関の利用が困難な地域で、閉じこもりがちな高齡者等を対象とした、余暇活動等へのお出かけ支援を行います。</li> </ul>

## ② 居住支援の充実

住み慣れた地域で安心して暮らすための生活基盤として、高齡者や障がいのある方、犯罪をした者等の生活特性に配慮した住まいづくりや住まいの場の提供を推進します。

施策項目	取り組み内容
居住支援体制の整備検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不動産関連分野と福祉分野との連携強化など、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保できる環境の整備を検討します。</li> </ul>

(4) 地域の防災力の強化

■□ 現状と課題 □■

現状課題

- ▶ 避難行動要支援者名簿の認知度が低い。  
⇒避難の際に手助けが必要な人へ、必要な支援を行うことができない。
- ▶ 災害時の備えとして、特に何もしていない人が2割弱で、若年層の割合が高い。
- ▶ 避難場所について、必要な医療・介護などのケアが受けられるか、高齢者・障がい者に配慮されているかを不安に思う人はそれぞれ2割前後いる。  
⇒避難場所での受け入れ態勢が整っていないければ、安心して避難できない。
- ▶ 令和4（2022）年1月に北海道知事より「津波災害警戒区域」の指定を受けた。  
⇒最大クラスの津波発生時、住民等の生命や身体に危害が生ずる恐れがある。

方向性

- ▷ 災害の備えに対する意識の向上や環境の整備・拡充が必要である。

① 避難行動要支援者対策の強化

災害時における要配慮者の安否確認や支援を行える体制づくりのため、避難行動要支援プランの見直し・推進を図るとともに、避難行動要支援者名簿の情報共有や名簿情報の更新、当事者の防災活動への参加促進等を進めます。

施策項目	取り組み内容
避難行動要支援者の把握と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象者への通知、広報・ホームページ、講座等で避難行動要支援者支援制度の周知・啓発を推進します。</li> <li>• 避難行動要支援者名簿の提供に同意した方の名簿を避難支援者（町内会・自治会、民生委員・児童委員等）へ配付し、名簿の活用方法について避難支援者との協議を検討します。</li> </ul>
避難行動要支援者支援計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時避難行動要支援者について、地域ぐるみで周知を図るとともに、要支援者名簿を活用し、一部の人だけが関わる見守り体制に留まらない、隣近所の市民を巻き込んだ、ゆるやかな見守り体制を推進します。</li> <li>• 必要に応じた避難行動要支援者支援計画の見直しを行い、適切な地域の見守り体制の構築を推進します。</li> <li>• 実践事例等の情報提供を行うとともに、地域性にあった見守り体制を提案し、体制の構築を推進します。</li> </ul>
当事者の防災活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 要支援者登録をしている当事者が、地域の防災活動に積極的に参加できるような支援を検討します。</li> </ul>
ハザードマップ等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後の防災対策として、ハザードマップ、津波避難計画など、情報を更新したのみに見直します。</li> </ul>

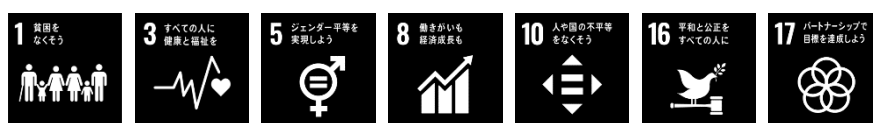
## ② 福祉避難所の充実

避難者の特性に配慮した医療・介護体制の確保や関係者間での連携強化等を行い、福祉避難所の充実を図ります。

施策項目	取り組み内容
福祉関連事業者との連携	• 関連事業者との連携を強化し、情報共有体制等を整備していきます。



基本目標3 多様な人や組織が連携し互いに支え合う仕組みづくり



【参考指標】

	基準（令和4年）	目標（令和8年）
地域の暮らしや福祉に関する相談体制への満足している人の割合	43.5%	46.9%
成年後見制度の内容を知っている人の割合	16.7%	33.8%

(1) 包括的相談支援体制の整備

■□ 現状と課題 □■

現状課題

- ▶ 日常生活で困りごとや悩み、不安を持っている市民は多い。
- ▶ 支援を必要とする市民や世帯の課題が、複雑化・複合化してきている。  
⇒各種相談機関が連携しなければ、課題を解決できない。
- ▶ 現状の相談体制に満足していない人は1割程度いる。

方向性

- ▷ 複雑化・複合化している課題への支援を進めるため、分野や公・民の枠を超えて協働していくことが必要。
- ▷ 支援を必要とする人に対して、必要な支援につながる相談体制の構築が必要である。

① 早期発見、アウトリーチ体制の強化

支援を必要していても相談機関へつながりにくい人への対応として、必要に応じて家庭訪問を行う等、アウトリーチ体制の強化を図ります。

施策項目	取り組み内容
生活支援体制コーディネーターの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活支援体制コーディネーターが、地域の活動について現状を把握し、支援を必要とする高齢者等に対して必要なサービスへつなぐための支援に努めます。</li> </ul>



## ② 相談窓口体制の強化

複雑化・複合化した課題やニーズに対応できるよう、包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な関係機関へとつなぐ、包括的な相談支援体制の強化を図ります。

施策項目	取り組み内容
地域包括支援センターの相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター職員が、介護予防等に関して様々な相談内容に応じ、適切な支援に努めます。</li> </ul>
相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者が課をまたぐことを極力避け、ワンストップにて様々な相談内容に応じて適切な支援を行います。</li> </ul>

## ③ 多機関協働とコーディネーターの強化

各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に的確に対応するため、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定め、分野を越えた多機関連携の場の仕組みづくりを推進します。

施策項目	取り組み内容
地域全体で支え合うネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議への参加等を通じて、専門機関との連携に努めます。</li> <li>地域課題の解決に向けた多職種連携による地域ケア会議の充実とともに、地域包括支援センターが中心となり、介護・医療サービス、ボランティア活動に加え、子ども・障がい者・生活困窮者等の当事者の居場所づくりや学習支援、家族への支援などの地域の見守り活動等の様々な社会資源を活用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）や民生委員・児童委員等、課題を抱える人を支援する人同士のネットワーク構築に努めます。</li> </ul>

(2) 生活支援・自立支援の推進

■□ 現状と課題 □■

現状課題

- ▶ 同居家族に75歳以上の方、介護を必要とする方、障がいのある方がいる人は半数を占める。  
⇒8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等の複合的な問題が発生する可能性がある。
- ▶ 地域でのつながりがなく孤立している人や、ひきこもりの高齢者がいる。  
⇒支援につながらず、地域から取り残されてしまう。

方向性

- ▷ 家族の負担軽減を図るため、地域で支えるための仕組みづくりが必要である。
- ▷ 自立に向けた寄り添い型の支援が必要である。

① 介護・認知症対策の推進

介護離職や家族の負担を軽減するための取り組みが必要となります。介護が必要な人や認知症の人を地域で支えるための仕組みづくりを推進し、介護保険制度や相談窓口についての啓発に努めます。

施策項目	取り組み内容
認知症サポーターの養成推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に対する正しい認識を深めるため、市民向けに企業、学校等において、サポーター養成講座の開催を検討します。</li> <li>・サポーターの講師役となるキャラバンメイトの養成を推進します。</li> </ul>
認知症の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の初期症状がある対象者に対する、専門医等により構成された初期集中支援チームで早期に医療機関の受診等につなげるよう努めます。</li> </ul>
医療と介護の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほくと・ななえ医療・介護連携支援センター」を設置し、医療と介護の連携を推進します。</li> </ul>
家族の負担軽減に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症家族の会」で、家族介護者の知識向上・情報交換を目的とし、同じ悩みを持つ者同士の交流を深める場づくりを支援します。</li> <li>・子育て世代が子育てと親の介護の両立の負担から介護離職につながらないように、勤労者世代に対しても、介護保険制度や相談窓口、認知症家族の会に関する啓発に努めます。</li> </ul>
若年性認知症本人や家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症の人に対する理解のための啓発を進めるとともに、家族同士の交流促進に努めます。</li> </ul>
認知症高齢者の見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者等、行方不明になった方の早期発見のために協力機関に情報発信する見守り SOS ネットワークによる行方不明高齢者の捜索協力に努めます。</li> <li>・認知症見守り支援事業（2次元コードシールの活用、見守りカメラ等設置補助）の利用促進に努めます。</li> </ul>
認知症カフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェについては、医療・介護関連事業所等の空きスペース、空き家等の利用を検討します。</li> </ul>

## ② 生活困窮者への支援

貧困の連鎖の解消を視野に、多様な理由で生活に困窮している人の現状を早期に把握し、対象者の悩みに寄り添うことで、生活困窮者が自立に向けて前向きに生活できるよう支援を図ります。

施策項目	取り組み内容
生活困窮の早期発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業による積極的な訪問支援等を行い、生活困窮者を早期発見し、相談につなげ、詳細なアセスメントを行ったうえで自立のためのプランを作成し、訪問支援等も含め、生活保護に至る前の段階からの早期支援を検討します。</li> <li>ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能強化に努めます。</li> </ul>
就労困難者の就労支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭の父母、犯罪をした者等、就労困難者の就労を推進するため、関係機関との連携による職業相談の実施を図るとともに、すぐに一般就労が難しい就労困難者に対して支援します。</li> </ul>
貧困の連鎖解消へ向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮世帯の中学生・高校生に対して学習支援事業を行う等、貧困の対応連鎖防止を図るよう検討します。</li> </ul>
生活相談支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計の立て直しのアドバイスや就労に向けた支援プランを作成し、支援員が相談者と寄り添いながら、他の専門機関と連携して、問題解決に向けた支援を行います。</li> </ul>

(3) 市民への情報発信・提供体制の充実

■□ 現状と課題 □■

現状課題

- ▶ 福祉に関するサービスの情報入手経路は「市の広報誌」が最も多いが、若年層ではその割合が低く「インターネットの検索」が高い。  
⇒各世代に合った情報発信を行わなければ、情報を入手できない人が出てくる。

方向性

- ▷ 各世代に届きやすい方法や内容で情報発信していく必要がある。

① 多様な媒体や機会の活用

必要な人が必要な情報を入手できるように、従来の市広報や社協だよりをはじめ、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、新聞といった多様なメディアや媒体、機会を活用した幅広い情報提供を検討します。

施策項目	取り組み内容
市広報・社協だよりの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内の主な公共施設や新函館北斗駅等に備え付け、市民が必要な情報を簡単に入手できる環境を検討します。</li> </ul>
多様な媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• LINE（ライン）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）といったSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して地域の取り組みやイベント情報を発信することを検討します。</li> <li>• 広報番組の際は、映像の利点を活かし、手話放送を行う等、誰もがより分かりやすく親しみやすい形を検討します。</li> <li>• 地域の活動やボランティアの募集情報、地域福祉に関する情報をより多くの市民にわかりやすく伝えられるように検討します。</li> <li>• 自治体DX（デジタルトランスフォーメーション／Digital Transformation）を推進するために、情報発信の手段としてメタバースの活用等を検討し、一人ひとりのニーズに合ったサービス提供に努めます。</li> </ul>

## (4) 権利擁護体制の充実

## ■ □ 現状と課題 □ ■

## 現状課題

- ▶ 成年後見制度を知らない人が多い。
- ▶ 後期高齢者が増えるため、判断能力が十分でない人の支援ニーズは高まる。  
⇒ 成年後見制度の理解が進まなければ、支援を必要とする人に対して、適切な支援を行うことができなくなる。
- ▶ 全国的に高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待件数は増加傾向にある。

## 方向性

- ▷ 権利擁護支援体制の充実が必要である。
- ▷ 成年後見制度の周知を行い、利用促進を図ることが必要である。
- ▷ 相談窓口の周知を図るとともに、支援が必要な方の早期発見・早期対応を行うために関係機関との連携強化を図る。

## ① 権利擁護支援体制の整備

判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある方等の権利擁護支援を行うため、地域・福祉・司法など多様な主体が関わる地域連携ネットワークの構築等、支援体制の整備・検討を進めます。

施策項目	取り組み内容
地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みの構築を検討します。</li> <li>• 道南圏域による専門部会等が整備され、支援体制を整えられるよう、関係機関と協議していきます。</li> </ul>
中核機関の設置及び運営の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関には、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能があります。</li> <li>• 今後は、本市における中核機関設置・運営に向けた、検討を進めます。</li> </ul>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関との連携に努め、相談者の状況に応じた、適切な支援につなぐことができるよう、相談窓口の強化を図ります。</li> </ul>

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度が必要な人の利用につながるよう、制度の利用促進体制の整備を図ります。

施策項目	取り組み内容
普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌・パンフレット、ホームページ等、様々な媒体や機会を通じて制度の啓発や周知を図ります。</li> </ul>
利用に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌・パンフレット、ホームページ等、様々な媒体や機会を通じて制度の啓発や周知を図ります。</li> <li>・ 制度を必要とする人が利用するための支援を行います。</li> <li>・ 制度利用の申し立てをする親族等がない場合等は成年後見市長申立を行います。また、経済的理由から後見人報酬の負担が困難な人に報酬助成を行います。</li> </ul>
市民後見人の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産を管理したり、介護サービスの手続きや契約等の身上監護を行う成年後見人等の新たな担い手として、市民の立場で後見人となる市民後見人の養成を行います。</li> </ul>
市民後見人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭裁判所から後見人等に選任された場合に、適切にかつ安心して後見活動できるよう、フォローアップ研修、専門相談等の支援を行う中核機関の設置について検討します。</li> </ul>

③ 虐待やDVの防止

子ども・高齢者・障がいのある方等に対する虐待やDVの相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携して支援体制の強化を行うことで、虐待防止や早期発見・早期対応につなげていきます。

施策項目	取り組み内容
[子ども]	
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対し、子どもの虐待を発見した際の相談窓口や対応方法の周知を継続し、全国共通の虐待通告ダイヤル「189」（いちばやく）の広報活動を実施します。</li> <li>・ 民生委員・児童委員等、特に子どもに関わることが多い組織・団体へ相談窓口の周知を行います。</li> </ul>
連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの虐待の防止や早期発見のため、関係機関が虐待の認識を深め、課題解決に向けて速やかに対応できる体制の充実を図ります。</li> <li>・ 虐待だけでなく、養育・非行・不登校等、様々な相談に対応できるように、関係機関との連携を図ります。</li> <li>・ ケース会議を開催し、情報共有、家庭への支援について、関係機関との連携の充実を図ります。</li> <li>・ 関係機関との連携を図り、課題のある家庭に対して、福祉サービスの調整等、必要な支援を行います。</li> </ul>

施策項目	取り組み内容
[高齢者・障がいのある人]	
虐待防止ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 圏域による虐待防止ネットワークの強化・充実を図ります。</li> <li>• 事業者間による虐待防止ネットワークを強化します。</li> </ul>
関係機関・事業者等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報・パンフレット等による虐待防止の周知、啓発を進めます。</li> <li>• 福祉医療専門職向け権利擁護セミナー等を実施し、関係機関への啓発を行います。</li> </ul>
被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関と連携しながら、保護後の安心・安全な生活に向けた支援の充実を図ります。</li> </ul>
[DV 関連]	
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 講演会・研修会等を通じて、DV についての啓発と、相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>
関係機関等との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DV 被害者支援のため、相談窓口担当者会議で情報共有し、連携強化を図るとともに、警察や道の関係機関と連携を強化します。</li> </ul>
被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 被害者の安全確保を行うため、道立女性相談援助センター等に一時保護を依頼するとともに、同行支援を行います。</li> </ul>





## 第5章 計画の推進体制



## 第5章 計画の推進体制

### 1. 地域福祉を推進するための考え方

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域・住民・ボランティア・NPO・福祉活動団体・医療・福祉関係者などすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのためには市のホームページなどへの掲載や、各種イベント開催時などの様々な機会を利用することにより、計画を広く住民に周知していきます。

また、この活動が活発かつ継続して行われるよう、活動内容と担う役割を明確にし、地域の取り組みに対する支援や、そのような支援等及び施設設備等の基盤の充実、活動しやすい環境づくりなどを、市として推進していくための体制を整備します。

### 2. 地域福祉の役割分担

#### (1) 市民の役割（自助）

地域住民一人ひとりが自らも地域社会を支える構成員の一人であることを自覚し、身近な地域福祉活動や共感できるボランティア活動などに積極的に参加するなど、地域福祉の主体者としての実践が求められています。そのためには、自分が住む地域について関心を持ち、地域で起こっている問題を自分たちで考え、解決していくことが重要となります。

#### (2) 団体・委員の役割（互助）

福祉推進の充実を図るため、関係団体（町内会・自治会、老人クラブなど）は、その中で情報の共有や連携のほか、いざという時、どう対応するかを防災訓練等において、想定しながら訓練し備えていくことが期待されます。

ボランティア団体やNPO団体は、より高い専門性をもって、地域コミュニティ（自治会や自治組織等）の活動支援を継続することで、市民だけでは難しい課題や、制度の狭間にある問題の解決に大きな力となり得ます。

厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員は、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として活動しています。さらに、地域の関係団体と連携しながら地域福祉活動の担い手の一人となる役割を担っています。

### (3) 事業者の役割（共助）

事業者は、福祉サービスの提供者として、利用される方の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。また、事業者も地域の一員として、社会貢献活動など、実践による福祉のまちづくりへの参加など、地域社会の一員として活動していくことが期待されます。

### (4) 行政・社会福祉協議会の役割（公助）

地域福祉の推進には、市民と関係団体、事業者との協働による取り組みが不可欠です。地域、市民のさまざまな声を聴き、適切に対応していくことで、地域と市行政の信頼関係を高めることができます。また、地域福祉を進めていく上で、市職員の顔が見えることは、地域と市のお互いの信頼を高め、活動の活性化や住民参加の促進にもつながります。

そのほか、公的支援には地域福祉に関わる行政分野が多岐にわたるため、担当組織の連携と、横断的な支援、解決を図り、本計画に定める施策のもと、地域福祉の推進に努めます。

社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられ、地域住民主体の活動を支援していく重要な役割を担っています。また、行政と協働して、本計画の推進役を担い、計画の推進において、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

## 3. 計画の進捗管理

### (1) 進捗管理

本計画を円滑に実施するため、進行状況の点検・管理を行うとともに、地域ニーズや福祉課題の変化に合わせ、柔軟に計画の見直しを行います。

### (2) 評価

本計画においては、適正な施策の展開を図るため、行政内部において評価チームを組織するなど、中間時において計画の推進状況を評価し、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、次期計画策定時においては、計画全体の評価を行い、その評価結果を次期計画に反映させていきます

## 參考資料



## 参考資料

北斗市地域福祉計画の策定について（答申）

# 答 申 書

令和 5年 3月 8日

北斗市長 池田 達雄 様

北斗市地域福祉計画策定委員会  
委員長 大折 伸明

北斗市地域福祉計画「第3期計画」について（答申）

令和4年8月29日付により諮問を受けました北斗市地域福祉計画「第3期計画」の策定について審議した結果、諮問のとおり第3期計画が適当であると決定しましたので、次のとおり答申いたします。

なお、本答申をまとめるにあたっては、北斗市が実施した「北斗市における地域福祉に関する調査」の結果を踏まえ作成したところであります。

### 記

近年の社会の変化として、少子高齢化やひきこもり、生活困窮や虐待など、複数の問題を抱える人の増加が顕著となっており、これに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人とのつながりの希薄化、経済的困窮の顕在化など、社会に与える影響は看過できない状況になっています。

また、高齢化の進展に伴う認知症、要介護者や交通弱者の増加、ヤングケアラーに関する問題など、地域社会が抱える問題は多様化・複雑化し、行政に課せられた課題は大きくなっています。

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、近隣住民がお互い助け合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく地域共生社会を実現し、地域包括ケアシステムをはじめとした包括的な支援体制を構築するとともに、支援が必要なすべての人に手を差し伸べていく必要があります。また、住民、社会福祉活動を行う人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政が協働して複合的な課題の解決に取り組まなければならないところであります。

本計画は、こうした社会情勢の変化や地域を取り巻く課題への対応を踏まえ、すべての市民が地域社会を構成する一員として、思いやりを持って共に助け合い・支え合いながら、地域福祉を推進していくための施策内容となっています。

地方財政はますます厳しさを増している状況であります。当策定委員会の答申を踏まえ、本計画の基本理念である「誰もが幸せで輝くまちづくり」、「健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉のまちづくり」を目指すよう望みます。

北斗市地域福祉計画策定委員会審議経過

---

○第1回 令和4年 8月29日（月）

- (1) 正副委員長の選任について
- (2) 北斗市地域福祉計画「第3期計画」の概要について
- (3) 北斗市地域福祉計画「第3期計画」策定に係るアンケート調査について
- (4) 北斗市地域福祉計画「第3期計画」策定スケジュールについて

○書類送付 令和4年11月 9日（水）

北斗市地域福祉計画「第3期計画」策定に係るアンケート調査の集計結果（報告）について

○第2回 令和4年12月23日（金） ※ 書面開催

- (1) 北斗市地域福祉計画「第3期計画」（素案）について
- (2) パブリックコメントの実施について

○第3回 令和5年 2月28日（火）

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 北斗市地域福祉計画「第3期計画」（案）について
- (3) 北斗市地域福祉計画「第3期計画」答申書（案）について



## 北斗市地域福祉計画策定委員会設置要綱

---

平成 21 年 6 月 29 日 訓令第 14 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する地域福祉計画の策定を行うため、北斗市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる中から市長が委嘱する。

- (1) 市民団体関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 高齢者団体関係者
- (4) 障がい者団体関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 児童福祉関係者
- (7) 学識経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画策定の事業が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第 6 条 策定委員会は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の策定委員会は、市長が招集する。

(議事)

第 7 条 会議の議長は、委員長があたる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 8 条 委員長は、会議における審議の参考に供するために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 策定委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 北斗市地域福祉計画策定委員会名簿

区分	氏名	所属団体	役職
委員長	大折 伸明	北斗市町会連合会	会長
副委員長	三上 裕子	北斗市社会福祉協議会	会長
委員	藤井 信子	北斗市町会連合会	福祉部長
〃	田中 幸憲	北斗市民生委員児童委員連合会	会長
〃	西川 勝夫	北斗市ボランティア連絡協議会	会長
〃	玉森 六夫	北斗市老人クラブ連合会	会長
〃	白石 勝美	北斗市身体障害者福祉協会	会長
〃	松代 祐子	北斗市母子保健推進員会	会長
〃	松山 みゆき	東光保育園	園長
〃	金沢 俊幸	北海道社会福祉協議会渡島地区事務所	所長



北斗市地域福祉計画 第3期計画  
令和5年度～令和9年度

————— 【発行・編集】 —————

北斗市役所 保健福祉課  
〒049-0192  
北斗市中央1丁目3番10号  
0138-73-3111